

# 第5期 佐呂間町総合計画

2021～2030

自然の恵みに感謝し、人が人を支え、  
共に創（つく）る、生涯の郷（さと）、サロマ





## はじめに



佐呂間町はこれまで、長期展望を持った行政運営の指針となる計画として、昭和56年度に第1期総合計画を策定以降、計画期間を10年とする長期総合計画を順次策定し、4期40年にわたり、その基本構想と施策の大綱に基づく町政の執行、推進を図ってまいりました。

この間、町民の皆様をはじめ、町内各関係機関及び団体や、国、北海道などのご理解とご支援を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

この40年間は、昭和、平成、令和と大きく生活文明が進化を遂げ、オフィス・オートメーション化や情報通信技術革新によりゆとりと豊かさを実感できる21世紀の到来を見ておりますが、社会情勢の急激な変化による少子高齢化や地方自治構造の改革、更には地球温暖化による異常気象や自然災害の多発などにより、行政課題の多様化に柔軟に対応することが求められてきました。

令和3年度から10年間を計画期間とする第5期総合計画の策定にあたりましては、各団体からの推薦と公募を合わせて28名の策定審議会委員を委嘱して、平成30年10月から、足掛け3年にわたる慎重かつ精力的な審議と、町民意識調査では940件にもものぼる貴重な回答をいただくなど、町民の皆様の高い関心と熱意あるご協力のもとに作成することができました。

『自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創（つく）る生涯の郷（さと）、サロマ』をタイトルとした第5期計画は、住民福祉の向上を基本理念とし、自助・共助・公助による協働と環境を重視した、すべての人にやさしい「まちづくり」を目標に掲げ、町民の皆様が夢と希望を持ち、ふるさと佐呂間町を誇りに思える町民の皆様が主役のまちづくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただいた審議会委員の皆様をはじめ、町議会並びに各関係機関、貴重なご意見をいただきました町民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後とも積極的な町政への参加とご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和3年3月

佐呂間町長 武田 温友



## 答申を終えて

第5期佐呂間町総合計画の策定にあたり、団体からの推薦そして公募による28名で構成する「総合計画策定審議会」が平成30年10月16日に発足し、同日町長から諮問を受け、4つの部会（まちづくり部会、産業振興部会、社会福祉部会、教育文化部会）を設置し、策定作業が始まりました。

振り返りますと平成から令和に年号が変わり、コロナ禍の中、町内を取り巻く様々な環境が厳しさを増している中で、本計画を策定することは非常に難しく、町民の皆様からいただいた大変貴重なご意見を参考にさせていただき、活発な審議を経て令和2年7月17日、町長へ最終答申をいたしました。

策定にあたっては、住民福祉の向上を基本理念として、住民参加の姿勢を重視しつつ、佐呂間町の長期的な発展の方向と将来目標、そしてその目標を達成するための方向性を示すこととなったと実感しています。

また、計画の推進にあたっては、『自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創（つく）る、生涯の郷（さと）、サロマ』の実現のため、自助・共助・公助による協働と環境を重視した「すべての人にやさしいまちづくり」を行政には切望いたします。

最後に、何かとお世話いただいた多くの方々にお礼を申し上げますとともに、これからの佐呂間町のすべての人びとが豊かに暮らせ、自然がいつまでも豊かであり、心豊かに絆を強め、安心して生活できる「ふるさと・サロマ」であることを心から祈念いたします。



令和3年3月

佐呂間町総合計画策定審議会  
会長 高橋 俊道





# CONTENTS

## 基本構想

第1 総論	2
総合計画策定の考え方	2
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の性格	
(3) 計画の構成と期間	
(4) 計画の推進と資金の確保	
総論的事項	4
(1) 地域づくりを取り巻く社会の変化	
(2) 国、北海道、その他計画との整合性	
(3) 地域づくりの今後の課題	
第2 将来目標	6
(1) 佐呂間町発展の方向性	
(2) 想定人口	
第3 施策の大綱	7
第4 他計画との関連	8
(1) 市町村地域福祉計画	

## 基本計画

施策の体系	10
1 まちづくり	19
1-1 町民参加のまちづくり	19
1-1-1 町民憲章及び町歌、町花、町木、町技	
1-1-2 住民参加の行政	
1-1-3 住民自治活動	
1-1-4 住民定住対策	
1-2 広域交流	22
1-2-1 地域間交流	
1-2-2 PR・情報発信	
1-2-3 姉妹都市交流	
1-3 情報環境・管理体制	24
1-3-1 個人情報保護・行政情報の発信	
1-3-2 情報通信システム	
1-4 行財政改革	26
1-4-1 行政体制の改革	
1-4-2 健全財政	

1-5 生活環境	28
1-5-1 住宅と土地	
1-5-2 公園	
1-5-3 公衆衛生	
1-5-4 水道	
1-5-5 下水道・し尿処理	
1-5-6 ごみ処理・リサイクル	
1-5-7 環境対策	
1-6 安全な生活	33
1-6-1 交通安全	
1-6-2 防犯	
1-6-3 消防・救急活動	
1-6-4 防災	
1-6-5 河川保護・湖岸保全	
1-7 交通網の整備	37
1-7-1 道路	
1-7-2 交通	

## 2 産業振興

2-1 農業	39
2-1-1 農地の有効利用	
2-1-2 生産基盤整備	
2-1-3 農業経営の確立	
2-1-4 担い手対策	
2-1-5 農畜産物の研究開発	
2-1-6 農村環境	
2-2 林業	44
2-2-1 林業・林産業の振興	
2-2-2 有害鳥獣駆除	
2-2-3 森林保全	
2-3 水産業	47
2-3-1 漁業経営の確立	
2-3-2 生産基盤整備	
2-3-3 環境保全	
2-4 商工業	49
2-4-1 商店街の活性化	
2-4-2 中小企業・小規模企業の振興	
2-5 観光	51
2-5-1 観光・物産の振興	
2-5-2 環境整備	
2-5-3 自然保護	

### 3 社会福祉 ..... 53

3-1 地域福祉 .....	53
3-1-1 地域福祉活動	
3-1-2 生活困窮者対策	
3-1-3 要援護者支援	
3-1-4 権利擁護	
3-2 医療保険 .....	56
3-2-1 医療保険・福祉医療	
3-3 高齢者福祉 .....	57
3-3-1 生きがい対策	
3-3-2 安全安心の確保	
3-3-3 高齢者福祉輸送	
3-3-4 高齢者福祉施設	
3-4 介護福祉 .....	60
3-4-1 介護保険サービス	
3-4-2 地域支援事業	
3-4-3 介護施設（特別養護老人ホーム）	
3-5 障がい者福祉 .....	62
3-5-1 障がい者支援・障がい児支援	
3-5-2 地域生活支援	
3-6 児童福祉 .....	64
3-6-1 幼児期保育	
3-6-2 子ども・子育て支援	
3-6-3 母子の健康・育成支援	
3-6-4 要保護児童対策	
3-7 保健医療 .....	67
3-7-1 健康づくりと食生活	
3-7-2 がん予防対策	
3-7-3 地域医療の充実	

### 4 教育文化 ..... 69

4-1 学校 .....	69
4-1-1 小中学校	
4-1-2 高等学校	
4-1-3 給食	
4-2 人づくり .....	72
4-2-1 子育て	
4-2-2 育ち	
4-2-3 学び	
4-2-4 生きがいづくり	
4-2-5 健康づくり・スポーツ	

4-3 学習支援 .....	76
4-3-1 施設	
4-3-2 図書館	
4-3-3 情報・制度	
4-3-4 団体支援	
4-4 文化 .....	79
4-4-1 芸術・文化	
4-4-2 文化財	

## 資料編

1 佐呂間町総合計画策定審議会への諮問 .....	82
2 佐呂間町総合計画策定審議会からの答申 .....	83
3 グラフと表でみるサロマ .....	84
4 第5期佐呂間町総合計画策定までの経過 .....	88
5 佐呂間町総合計画策定審議会委員名簿 .....	91



# 基本構想

第1	総論	2～5
第2	将来目標	6
第3	施策の大綱	7
第4	他計画との関連	8

# 第1 総論

## 総合計画策定の考え方

### (1) 策定の趣旨

本町は、昭和56年に第1期佐呂間町総合計画を策定以降、第2期～4期といずれも計画期間を10年とする長期総合計画を順次策定し、これに沿って様々な施策や事業を展開しながら、住民福祉の向上とまちの発展をめざしてきました。

第1期「自然の豊かさと調和した産業と文化の郷」	1981 - 1990
第2期「大地に根ざした自然と英知を育むまち」	1991 - 2000
第3期「未来をつむぐ時代（あすをつむぐとき）」	2001 - 2010
第4期「青い湖と緑の大地 人が輝く未来のサロマ」	2011 - 2020

しかしながら、近年の本町を取り巻く社会情勢は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するための町づくりが求められています。

行財政改革を推進するため実施された「平成の大合併」において、本町は自主自立の道を歩むこととなりました。

こうしたなか、住民一人ひとりの豊かな生活の実現と佐呂間町のさらなる発展のため、長期的展望に立った「まちづくり」の基本的方向性を示す第5期佐呂間町総合計画を策定します。

### (2) 計画の性格

総合計画は、住民福祉の向上を基本理念とし、住民参加の姿勢を重視しつつ、佐呂間町の長期的な発展の方向と将来の目標、そしてその目標を達成するために必要な主な施策と事業を示すものです。

この計画は、今後の町政の基本的指針であるとともに、新しいまちづくりのための基本的なガイドラインとしての役割を持つものです。住民、行政、関係機関など多様な主体の協働により、この計画を着実に推進していくことが必要です。



### (3) 計画の構成と期間

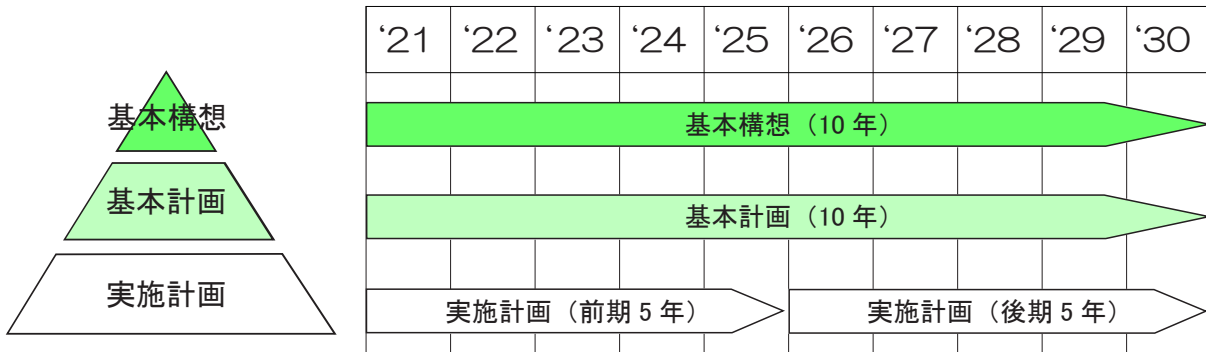
総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の三段構成とします。

「基本構想」は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とし、本町の「まちづくり」における長期的な発展の方向と将来目標を設定するとともに、この目標を達成するため施策の大綱を示します。

「基本計画」は、基本構想の中で定めた将来目標の達成に向け項目ごとに現状と課題を把握し、その課題解決のため主な施策を示します。

「実施計画」は、基本計画の中で定めた施策をどのように実施していくかを示すもので、計画期間を前期・後期5ヶ年に分け策定します。

なお、計画期間中に経済社会情勢が大きく変化した場合には、中間点検などを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



### (4) 計画の推進と資金の確保

計画の推進に当たっては、多くの住民の意向を反映するよう努めるとともに、情勢の変化に弾力的に対応し、効率的・効果的に取り組む必要があります。

また、厳しい町財政の中であって、この計画を円滑に推進し実現していくため、国の地方財政対策などの動きを踏まえつつ、特色を活かした「まちづくり」を推進し、町財政の効率的な運営や計画的な資金の確保に努めます。

## 総論的事項

### (1) 地域づくりを取り巻く社会の変化

#### ○人口減少と少子高齢化

国の総人口は、2008年の1億2,800万人をピークに減少し始め、今後は減少の一途をたどると予想されています。

町においても、人口減少のスピードは加速し、少子高齢化が進んでおり、今後は労働力人口の減少や医療介護費の増大など社会的・経済的な問題が深刻となることが懸念されます。

#### ○自然災害と環境問題

近年の異常気象により、国内各地において甚大な自然災害が頻発している状況にありますが、これは地球規模の環境変化（温暖化）が大きく影響していると言われています。

町においても、過去には河川の氾濫による浸水被害や、2006年には若佐地区において竜巻の発生により9名の尊い命が失われるなどの大きな被害が発生しており、地域において、防災意識の高揚と防災体制の確立に向け取り組むとともに、自然環境に配慮した持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

#### ○国と地方の財政状況

国の財政状況は、バブル経済が崩壊した1990年を境に、歳出は社会保障費の増大により一貫して伸び続ける一方で税収は伸び悩み、その差を公債の発行により穴埋めしてきた結果、公債残高が膨大化し危機的な状況に陥っています。

また、北海道をはじめ地方自治体においても、地方交付税の大幅な縮減により、財政は一層厳しい状況にあります。

#### ○情報通信技術の進化

情報通信技術（ICT）の進化により、日常生活や産業活動の両面において情報化が定着し、ビッグデータや人工知能（AI）の活用など多様な対応が求められている中、国はこれからの社会のあるべき姿を「Society5.0※1」と呼称し、次世代情報手段（5G）の普及活用をはじめ更なる通信技術の高度化が進められており、これらの動きに注視しながら対応していく必要があります。

しかし、ビッグデータの活用においては次世代情報手段（5G）を用いた対応が必要となっています。

#### ○地方創生による「活力ある地域社会」の実現

国は第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を掲げ、将来にわたって活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集中の是正をめざす戦略を閣議決定しました。

町においても、国のビジョン・総合戦略を踏まえ、現在の「地域創生総合戦略」の改定を行うとともに、戦略を実践する取り組みが必要です。

※1 Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

## ○地方分権改革と協働によるまちづくり

住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が行政に積極的に参画するため地方分権改革が推進され、地域独自の新たな課題への対応が必要となっています。

このため、町においては、住民に身近な立場で、自らの責任と判断のもと具体的な施策を実行することができる政策形成能力が求められています。

また、住民と行政がまちづくりの目標を共有し、自助※2・共助※3・公助※4のバランスのとれた協働によるまちづくりを進める必要があります。

### (2) 国、北海道、その他計画との整合性

この計画は、国や北海道などの計画との整合性を図りながら策定し、推進していきます。

### (3) 地域づくりの今後の課題

町の人口は、出生率の低下や若年層の町外流出により年々加速度的に減少しています。今後も企業誘致による就労の場の確保やU・I・Jターンによる移住・定住の促進など、まちの活性化に結びつく施策を進める必要があります。

また、高齢者が重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム※5」の充実に向け、更なる取り組みが求められています。

子ども達の豊かな成長を支えるため、学校、保護者、地域住民などが意見を出し合い、学校運営に反映させる「コミュニティ・スクール」を推進し、協働による「地域とともにある学校づくり」をめざす必要があります。

基幹産業である農林水産業は、国際競争の中で貿易自由化による価格の低下や生産コストの上昇などにより、経営環境は一段と厳しいものになっています。

このため、担い手の育成、労働力確保、安定した生産供給体制、持続可能な経営基盤の確立が必要です。また、近隣の大型店舗、商業施設への消費流出が著しいことから、商店街の環境整備や町内消費活動の促進により、活気ある商店街の形成と安定した商工業経営が望まれています。

恵まれた豊かな自然を活かした滞在型体験観光の確立、地域産物の観光資源化や観光関連施設の充実を図り、観光入込客の増加に努める必要があります。

地震や台風のほか、異常気象による豪雨などが全国各地で突発的に発生しており、これらの被害を未然に防止し被害を最小限に抑えるため、危機管理体制の強化や、防災施設などの整備による災害に強いまちづくりを進める必要があります。

※2 自助：自分の責任で自分自身が行うこと

※3 共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと

※4 公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力で解決できないことについて、公的機関が行うこと

※5 地域包括ケアシステム：高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで持続できるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援などのサービスを一体的に提供することを目指す体制



## 第2 将来目標

### (1) 佐呂間町発展の方向性

佐呂間町の歴史をたどれば、厳しい自然条件のもと、先人のたゆまぬ努力と創造力で農林水産業をはじめとする産業の発展をもたらし、安定した経済社会と独自の文化を育み、今日の基盤が築かれてきました。

先人の開拓精神を受け継ぎ、これからの時代をさらに力強く生き抜く地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるため、新たな発想のもと住民が自ら考え、行動することが重要です。

地域を活性化していく主役は、ここに住むわたしたち住民です。自助・共助・公助による協働と環境を重視した**すべての人にやさしい「まちづくり」**をめざします。

### (2) 想定人口

本計画の最終年次である令和12(2030)年では、出生率の低下と社会的要因による減少により3,794人と想定します。

65歳以上の高齢者は45.4%と高い割合を占める高齢化社会と予想されます。

なお、総数人口の目標値として、各種施策を実施することにより、人口減少を抑えて、総数を**3,900人**とします。

区 分		基準年度 (平成30年度) 10.1		目標年度 (令和12年度)	
		総 数	構成比	総 数	構成比
人 口	0~14歳	517人	9.9%	364人	9.6%
	15~64歳	2,713人	51.8%	1,708人	45.0%
	65歳以上	2,007人	38.3%	1,722人	45.4%
	(うち75歳以上)	(1,098人)	(21.0%)	(1,177人)	(31.0%)
	総 数	5,237人	100.0%	3,794人	100.0%
	*各種施策実施による目標				
総 数	5,237人		<b>3,900人</b>		

- ① 将来の人口推計を人口統計に多く用いられるコーホート要因法という推計方法を用いて計算しています。(国立社会保障・人口問題研究所 平成29年推計)
- ② 総数には外国人を含んでいます。

## 第3 施策の大綱

『自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創(つくる)、生涯の郷(さと)、サロマ』

### 1 安全安心で豊かなまちをめざして(まちづくり)

- 住民と行政が協働し、心豊かに暮らせるまちづくりをめざします
- 人や地域がつながる交流盛んなまちづくりをめざします
- 情報社会に対応したまちづくりをめざします
- 健全な行財政により将来にわたり持続可能なまちづくりをめざします
- 環境に配慮した安全で快適な生活が送れるまちづくりをめざします
- 住民の防災意識を高め、災害に強い安全で安心に暮らせるまちづくりをめざします
- 道路環境、交通体制の充実をめざします

### 2 自然とともに持続可能な循環型の産業をめざして(産業振興)

- 豊かさや誇りを実感できる魅力ある農業をめざします
- 100年先を見据えた豊かな森林づくりをめざします
- 自然環境を考慮した資源管理による水産業をめざします
- 住民と地域産業が連携した活気ある商工業をめざします
- 自然を活かした魅力ある観光をめざします

### 3 絆を深め地域ぐるみで支えあう福祉のまちをめざして(社会福祉)

- 誰もが安心して暮らせる地域福祉をめざします
- 高齢になっても、元気に暮らせる地域づくりをめざします
- 障がいをもった人も社会参加できる地域づくりをめざします
- 子どもを産み、育てるための環境づくりをめざします
- 地域医療の充実と住民の健康づくりをめざします

### 4 心を豊かにする学びをめざして(教育文化)

- 地域と連携した学校運営や子育てしやすい環境づくりをめざします
- 自主的に学べる学習支援と施設環境整備を推進します
- 活力あるまちづくりをめざし、健康づくり・スポーツ活動を推進します
- 生活に潤いや生きがいをもたらす芸術文化活動を推進します
- サロマの歴史や文化を理解し、継承や支援を推進します

## 第4 他計画との関連

### (1) 市町村地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、総合計画の中で定めています。



# 基本計画

施策の体系	10～18
1 まちづくり	19～38
2 産業振興	39～52
3 社会福祉	53～68
4 教育文化	69～79

# 施策の体系

## 1 まちづくり ~ 安全安心で豊かなまちをめざして

### 1-1 町民参加のまちづくり

町民憲章及び町歌、 町花、町木、町技	<001> 町民憲章及び町歌の普及啓発 <002> 各種式典等における町民憲章及び町歌の積極的な活用 <003> 町花、町木、町技の見直し
住民参加の行政	<004> 各種委員会等の公募基準の検討 <005> 各種委員会等の委員定数の見直し <006> 住民参加機会の提供 <007> 住民参加・協働意識の醸成
住民自治活動	<008> 自治会への加入促進 <009> 自治会区域再編の促進 <010> 自治会活動の活性化 <011> 自治会役員担い手の育成
住民定住対策	<012> 企業誘致の促進 <013> 企業への創設支援 <014> 定住の促進 <015> 住宅環境の整備

### 1-2 広域交流

地域間交流	<016> ふるさと会との交流促進 <017> ふるさと会への運営協力 <018> 友好都市との交流事業の展開 <019> 交流事業への住民参加の促進
PR・情報発信	<020> PR・情報発信事業の推進
姉妹都市交流	<021> 姉妹都市交流事業への参加促進 <022> 姉妹都市交流委員会の活動支援

### 1-3 情報環境・管理体制

個人情報の保護・ 行政情報の発信	<023> 個人情報管理の徹底 <024> 情報公開の推進
情報通信システム	<025> 光通信の格差是正 <026> テレビ受信環境の維持 <027> 新たな情報通信手段への対応

## 1-4 行財政改革

行政体制の改革	<028> 行政改革の推進 <029> 定員適正化の推進 <030> 職員研修の充実 <031> 行政システムの効率化
健全財政	<032> 使用料の適正化 <033> 健全な財政運営の推進 <034> 事業評価制度の見直し <035> 公共施設管理の充実 <036> 公共施設等総合管理計画に基づく施設整備 <037> 徴収体制の強化 <038> 納付環境の整備充実 <039> ふるさと納税による財源確保

## 1-5 生活環境

住宅と土地	<040> 民間住宅建設の促進 <041> 住宅環境の整備 <042> 公営住宅等長寿命化計画に基づく整備
公園	<043> 公園施設の維持・更新 <044> 公園の再編整備
公衆衛生	<045> 不法投棄及び野外焼却監視体制の強化 <046> 斎場・墓地の適正な維持管理 <047> 防疫意識の啓発
水道	<048> 良質な水の安定確保 <049> 施設整備と維持管理 <050> 節水意識の啓発 <051> 水道料金体系の適正化
下水道・し尿処理	<052> 施設整備と維持管理 <053> 下水道普及率の向上 <054> 合併処理浄化槽の普及促進 <055> し尿広域処理施設の充実
ごみ処理・リサイクル	<056> ごみ減量化の推進 <057> 広域処理の推進 <058> 最終処分場の安全管理 <059> 資源再利用意識の啓発
環境対策	<060> 温室効果ガス排出削減の推進 <061> 省エネルギー意識の啓発 <062> 街路灯の整備



## 1-6 安全な生活

交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;063&gt; 交通安全意識の啓発</li> <li>&lt;064&gt; 交通安全施設の整備</li> <li>&lt;065&gt; 関係機関との連携強化</li> </ul>
防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;066&gt; 防犯意識の啓発</li> <li>&lt;067&gt; 関係機関との連携強化</li> <li>&lt;068&gt; 安全・安心体制の強化</li> <li>&lt;069&gt; 防犯活動の推進</li> <li>&lt;070&gt; 相談支援体制の強化</li> </ul>
消防・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;071&gt; 消防体制の充実</li> <li>&lt;072&gt; 消防団への加入促進</li> <li>&lt;073&gt; 防火査察や立入検査体制の充実</li> <li>&lt;074&gt; 通信施設の整備</li> <li>&lt;075&gt; 消防車両及び資機材と施設の整備</li> <li>&lt;076&gt; 救急体制及び救急資機材の整備</li> <li>&lt;077&gt; 応急手当の意識啓発</li> <li>&lt;078&gt; 医療機関との連携強化</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;079&gt; 防災計画の随時見直し</li> <li>&lt;080&gt; 民間事業者との連携強化</li> <li>&lt;081&gt; 防災意識の高揚と防災体制の確立</li> <li>&lt;082&gt; 防災資機材の整備充実</li> <li>&lt;083&gt; 防災訓練の実施</li> <li>&lt;084&gt; 防災行政無線による伝達訓練の実施</li> <li>&lt;085&gt; 「防災・安心メールさろま」登録者の拡大</li> <li>&lt;086&gt; 地域防災拠点施設の整備</li> </ul>
河川保護・湖岸保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;087&gt; 佐呂間別川の整備</li> <li>&lt;088&gt; 自然環境に配慮した普通河川の維持管理</li> <li>&lt;089&gt; 湖岸保全の促進</li> </ul>

## 1-7 交通網の整備

道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;090&gt; 国道、道道の整備促進</li> <li>&lt;091&gt; 遠軽・北見間地域高規格道路の整備促進</li> <li>&lt;092&gt; 町道の計画的整備と維持管理</li> <li>&lt;093&gt; 除排雪体制の充実</li> <li>&lt;094&gt; 長寿命化計画の推進</li> </ul>
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;095&gt; 運行体制の充実</li> <li>&lt;096&gt; 計画的な車両更新</li> </ul>

## 2 産業振興 ～ 自然とともに持続可能な循環型の産業をめざして

### 2-1 農業

農地の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;097&gt; 担い手への農地利用集積促進</li> <li>&lt;098&gt; 耕作放棄地の発生防止</li> </ul>
生産基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;099&gt; 土地改良事業の推進</li> <li>&lt;100&gt; 畑作・畜産農家の連携の促進</li> <li>&lt;101&gt; 土づくりの促進</li> <li>&lt;102&gt; 粗飼料基盤整備の充実</li> <li>&lt;103&gt; 公共牧野利用の促進</li> <li>&lt;104&gt; 公共牧野施設の更新</li> </ul>
農業経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;105&gt; 循環型農業の促進</li> <li>&lt;106&gt; 経営安定化の促進</li> <li>&lt;107&gt; 共同受委託事業の充実</li> <li>&lt;108&gt; 生産施設の改善整備の促進</li> <li>&lt;109&gt; 法人化の促進</li> <li>&lt;110&gt; 効率・省力化の促進</li> <li>&lt;111&gt; 家畜防疫体制の強化</li> <li>&lt;112&gt; 農業生産管理の促進</li> <li>&lt;113&gt; 牛個体管理の強化</li> <li>&lt;114&gt; 乳質向上・改善対策の充実</li> <li>&lt;115&gt; 肉用牛生産体制の充実</li> <li>&lt;116&gt; 農業従事者の確保</li> </ul>
担い手対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;117&gt; 新規就農者対策の推進</li> <li>&lt;118&gt; 後継者対策の推進</li> </ul>
農畜産物の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;119&gt; 6次産業の促進</li> <li>&lt;120&gt; 農業技術の普及、指導体制の充実</li> <li>&lt;121&gt; 地域ブランドの構築</li> </ul>
農村環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;122&gt; 農村環境・景観の維持促進</li> <li>&lt;123&gt; クリーンな生産環境づくりの促進</li> <li>&lt;124&gt; 家畜排せつ物再利用の促進</li> </ul>

## 2-2 林業

林業・林産業の振興	<125> 計画的な造林・保育・伐採の促進 <126> 林業経営効率化の促進 <127> 町有林の適正管理 <128> 木質資源の利用促進 <129> 他産業との連携による利用促進 <130> 広域連携による流通の効率化と販路拡大 <131> 木育の推進
有害鳥獣駆除	<132> 生物多様性に配慮した有害鳥獣駆除の実施 <133> ハンターの育成
森林保全	<134> 生態系や公益的機能に配慮した森林づくりの推進 <135> 水源かん養林の保全 <136> 森林の公益的機能の啓発

## 2-3 水産業

漁業経営の確立	<137> 増養殖技術の高度化の促進 <138> 漁業資源の開発管理の促進
生産基盤整備	<139> 漁港整備の推進 <140> 漁業関連施設整備の推進
環境保全	<141> 環境保全型水産活動の促進 <142> 水環境保全活動の推進

## 2-4 商工業

商店街の活性化	<143> 町内消費活動の増加促進 <144> 商店街商環境整備の推進
中小企業・小規模企業の振興	<145> 経営基盤整備の支援 <146> 労働力確保対策の推進

## 2-5 観光

観光・物産の振興	<147> 滞在型観光の推進 <148> 観光客誘致の推進 <149> 経済交流事業の推進 <150> 地域資源高度利用の促進
環境整備	<151> 観光関連施設整備の推進
自然保護	<152> 自然環境改善の推進

### 3 社会福祉 ～ 絆を深め地域ぐるみで支えあう福祉のまちをめざして

#### 3-1 地域福祉

地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;153&gt; 地域福祉実践計画の推進</li> <li>&lt;154&gt; 地域ボランティアの育成</li> </ul>
生活困窮者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;155&gt; 生活困窮世帯の把握</li> <li>&lt;156&gt; 生活困窮者支援団体との連携強化</li> </ul>
要援護者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;157&gt; 災害時等要援護者支援体制の強化</li> </ul>
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;158&gt; 法人後見事業所との連携</li> </ul>

#### 3-2 医療保険

医療保険・福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;159&gt; 国保会計の健全化</li> <li>&lt;160&gt; 福祉医療制度の充実</li> </ul>
-----------	---

#### 3-3 高齢者福祉

生きがい対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;161&gt; 老人クラブ活動の活性化支援</li> <li>&lt;162&gt; 高齢者就労環境の整備促進</li> </ul>
安全安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;163&gt; 地域見守りネットワークの体制強化</li> <li>&lt;164&gt; 高齢者の生活相談体制づくり</li> <li>&lt;165&gt; 高齢者生活支援事業の推進</li> </ul>
高齢者福祉輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;166&gt; ふれあいタクシー事業の充実</li> <li>&lt;167&gt; 外出支援サービス事業の強化</li> </ul>
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;168&gt; 老人福祉センター機能の強化</li> <li>&lt;169&gt; 高齢者福祉施設の維持管理</li> <li>&lt;170&gt; 高齢者生活環境の充実</li> </ul>

#### 3-4 介護福祉

介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;171&gt; 介護保険サービス体制の充実</li> <li>&lt;172&gt; 介護保険サービス事業の適正化</li> </ul>
地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;173&gt; 地域包括ケアシステムの充実</li> <li>&lt;174&gt; 医療と介護の連携強化</li> </ul>
介護施設（特別養護老人ホーム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;175&gt; 介護職員の人材確保</li> <li>&lt;176&gt; 介護・医療等各種研修の充実</li> <li>&lt;177&gt; 特別養護老人ホームの施設整備</li> </ul>



## 3-5 障がい者福祉

障がい者支援・ 障がい児支援	<178> 障がい者の意向を尊重したサービスの提供 <179> 発達に心配のある子どもの療育環境整備
地域生活支援	<180> 地域活動支援センター機能の充実 <181> 障がい者社会参加支援体制の強化 <182> 差別のない共生社会環境の整備

## 3-6 児童福祉

幼児期保育	<183> 保育体制の充実強化 <184> 家庭及び関係機関との連携強化 <185> 子育て支援センターの利用促進
子ども・子育て支 援	<186> 豊かな感性を養う子ども支援体制の強化 <187> 安全で安心な遊び場の確保
母子の健康・育成 支援	<188> 養育者相談支援体制の強化
要保護児童対策	<189> 児童虐待の未然防止に向けた支援体制の強化

## 3-7 保健医療

健康づくりと食生 活	<190> 生活習慣病予防事業の推進 <191> 健康づくり行動変容対策の推進 <192> 高齢者栄養改善事業の推進
がん予防対策	<193> がん検診受診率向上対策の推進 <194> クリニックさろまと連携した各種検診の充実
地域医療の充実	<195> クリニックさろま医療体制の強化 <196> 町内歯科医療体制の充実 <197> 二次・三次医療機関との連携強化

## 4 教育文化 ～ 心を豊かにする学びをめざして

### 4-1 学校

小中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;198&gt; 学力向上の推進</li> <li>&lt;199&gt; 家庭・学校が連携した教育の推進</li> <li>&lt;200&gt; 教育環境の整備</li> <li>&lt;201&gt; 道徳教育の充実</li> <li>&lt;202&gt; 教育相談体制の充実</li> <li>&lt;203&gt; コミュニティスクールの推進</li> <li>&lt;204&gt; 保小中高の連携強化</li> <li>&lt;205&gt; 補助教員等の充実</li> <li>&lt;206&gt; 学校施設の整備充実</li> <li>&lt;207&gt; 通学体制の充実と安全対策の強化</li> <li>&lt;208&gt; 国際理解教育の推進</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;209&gt; 佐呂間高校存続の対策強化</li> <li>&lt;210&gt; 特色ある地元の高校づくり</li> <li>&lt;211&gt; 中学校との連携強化</li> <li>&lt;212&gt; 国際交流事業の推進</li> <li>&lt;213&gt; 地域に開かれた高校づくりの推進</li> <li>&lt;214&gt; 社会教育との連携</li> </ul>
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;215&gt; 地元食材の活用</li> <li>&lt;216&gt; 食育の推進</li> <li>&lt;217&gt; 安全安心な給食の提供</li> <li>&lt;218&gt; 給食センターの施設整備</li> </ul>

### 4-2 人づくり

子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;219&gt; 子育て期の学習環境の充実</li> <li>&lt;220&gt; 地域や関係機関との連携・協働</li> <li>&lt;221&gt; 家庭教育推進体制の充実</li> </ul>
育ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;222&gt; 体験活動等の推進</li> <li>&lt;223&gt; 世代間交流の促進</li> <li>&lt;224&gt; 多様な活動への支援</li> <li>&lt;225&gt; 情報活用教育の充実</li> <li>&lt;226&gt; ふるさと教育の充実</li> <li>&lt;227&gt; 教育関係機関との連携・協働</li> </ul>
学び	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;228&gt; 学習機会の提供</li> <li>&lt;229&gt; 啓発活動の充実</li> </ul>

生きがいつくり	<230> 地域人材の活用 <231> 全世代の社会参加の促進 <232> スポーツ施設の利用促進
健康づくり・スポーツ	<233> 多様な団体活動の振興支援 <234> 指導者の育成確保 <235> 健康づくり・スポーツ振興推進事業の充実

## 4-3 学習支援

施設	<236> 施設の計画的な整備 <237> 管理運営体制の充実
図書館	<238> 図書資料の充実と適正管理 <239> 図書館からの情報発信 <240> 貸出サービスの充実 <241> 各種事業による図書館の利用促進 <242> ボランティアの活動支援 <243> 学校、保育所等との連携推進 <244> 図書館の施設整備
情報・制度	<245> 情報提供の充実 <246> 学習支援制度の充実
団体支援	<247> 団体・サークルの活動支援 <248> 指導者の育成支援

## 4-4 文化

芸術・文化	<249> 団体・サークルの活動支援 <250> 鑑賞・発表機会の充実
文化財	<251> 歴史資料と文化財の整理保存 <252> 歴史の継承

## 1

## まちづくり

～安全安心で豊かなまちをめざして～

基本  
目  
標

- 住民と行政が協働し、心豊かに暮らせるまちづくりをめざします
- 人や地域がつながる交流盛んなまちづくりをめざします
- 情報社会に対応したまちづくりをめざします
- 健全な行財政により将来にわたり持続可能なまちづくりをめざします
- 環境に配慮した安全で快適な生活が送れるまちづくりをめざします
- 住民の防災意識を高め、災害に強い安全で安心に暮らせるまちづくりをめざします
- 道路環境、交通体制の充実をめざします

## 1-1 町民参加のまちづくり

(施策の展開方針)

住民が積極的にまちづくりに参加できる環境づくりに努め、住民の主体的な参加による行政との協働のまちづくりを進めるとともに、「自助・共助・公助」によるすべての人に優しいまちづくりをめざします。

定住対策の取り組みを進め、誰もが「住んでみたい・住み続けたい」魅力あるまちづくりをめざすとともに、住民の活発な自治会活動への参加により連帯意識を高め、誰もが心豊かに暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

## 1-1-1 町民憲章及び町歌、町花、町木、町技

## 現状と課題

## 【現状】

- 昭和50年に町民憲章が制定されていますが、周知不足により住民に浸透していない状況にあります。
- 佐呂間町歌は、昭和28年4月1日に「佐呂間町」町制施行の記念事業として、新町民の声から制定され、今日まで各種式典などにおいて斉唱されています。
- 各種式典などにおいて、町民憲章朗読と町歌斉唱が行われています。
- 昭和59年に町花、町木、町技が制定されていますが、住民に浸透していない状況にあります。

## 【課題】

- 町民憲章、町歌の普及啓発が求められています。
- 町花、町木、町技が現状と合うかを検証する必要があります。
- 町技は現状を検証し、種目の再制定や存続の可否の検討が必要です。



### 主要施策

- <001> 町民憲章及び町歌の普及啓発
- <002> 各種式典等における町民憲章及び町歌の積極的な活用
- <003> 町花、町木、町技の見直し

### 1-1-2 住民参加の行政

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 審議会などの委員は、一般公募を取り入れていますが、応募者が少なく、さらに人口減少や高齢化により各委員の「なり手」の確保が難しい状況にあります。
- 行政課題や住民ニーズが高度化、多様化している状況にあります。

##### 【課題】

- 各種委員会、審議会の公募制を進めるため基準を整理する必要があります。
- 重要な政策の立案、決定にあたっては、住民が意見を述べる機会を設ける必要があります。
- 住民自らまちづくりについて考え、行動できるよう住民参加の機会を提供する必要があります。

### 主要施策

- <004> 各種委員会等の公募基準の検討
- <005> 各種委員会等の委員定数の見直し
- <006> 住民参加機会の提供
- <007> 住民参加・協働意識の醸成

### 1-1-3 住民自治活動

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 単身者や転入者にあっては、自治会未加入者が多い状況にあります。
- 各自治会により加入世帯数に大きな差が生じています。
- 各自治会は、環境美化や福祉活動に取り組んでいます。
- 各自治会の運営や会館の維持管理に対し助成をしていますが、小規模自治会にあっては自治会運営や会館の維持管理が難しい状況にあります。
- 自治会役員の担い手不足により、役員の高齢化が進んでいます。

##### 【課題】

- 自治会の加入と活動の活性化を図る必要があります。
- 自治会活動を維持することが困難な地域にあっては、区域再編の検討、支援が必要です。

### 主要施策

- 〈008〉 自治会への加入促進
- 〈009〉 自治会区域再編の促進
- 〈010〉 自治会活動の活性化
- 〈011〉 自治会役員担い手の育成

### 1-1-4 住民定住対策

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 産業基盤や定住環境の整備、企業の振興対策に努めてきましたが、人口の流出は続いています。
- 地域創生総合戦略に基づき、移住・定住対策に取り組んでいます。
- 移住希望者に対する情報提供を行っています。

##### 【課題】

- 既存企業の育成強化や企業の誘致による定住の促進に努める必要があります。
- 企業誘致にかかる支援措置を検討する必要があります。
- 住民の定住やU・I・Jターン者の促進を図る必要があります。
- 定住にかかる住宅環境を整備する必要があります。
- 受入れ体制として空き家情報などの収集、活用を図る必要があります。

### 主要施策

- 〈012〉 企業誘致の促進
- 〈013〉 企業への創設支援
- 〈014〉 定住の促進
- 〈015〉 住宅環境の整備

## 1-2 広域交流

### （施策の展開方針）

まちの魅力を積極的に発信し、「佐呂間町に人を呼び込む」取り組みを進め、交流人口※<sup>6</sup>や関係人口※<sup>7</sup>の拡大を図るとともに、ふるさと会、友好都市との交流や姉妹都市との国際交流をさらに深め、人と人とのつながりを大切にする開かれたまちづくりをめざします。

### 1-2-1 地域間交流

#### 現状と課題

##### 【現状】

○東京若栄会、東京サロマ会が参加する港区や江東区の区民まつりをとおり、物産販売を中心とした交流が行われています。

##### 【課題】

- 東京サロマ会や各ふるさと会との連携を深め、観光・物産・人的交流の促進に努める必要があります。
- 高齢化によりふるさと会の存続が懸念されています。
- 住民参加型の交流を進める必要があります。

#### 主要施策

- <O16> ふるさと会との交流促進
- <O17> ふるさと会への運営協力
- <O18> 友好都市との交流事業の展開
- <O19> 交流事業への住民参加の促進

### 1-2-2 PR・情報発信

#### 現状と課題

##### 【現状】

○佐呂間町サポーターズクラブをはじめ、町のPR・情報発信事業により交流人口の拡大に努めています。

##### 【課題】

□PR・情報発信事業のマンネリ傾向が見られるため、新たな展開について協議検討する必要があります。

#### 主要施策

- <O20> PR・情報発信事業の推進

※<sup>6</sup> 交流人口：その地域に訪れる（交流する）人

※<sup>7</sup> 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる人

## 1-2-3

## 姉妹都市交流

## 現状と課題

## 【現状】

○昭和55年に提携したアメリカ合衆国アラスカ州パーマ市との姉妹都市交流は、2030年に50周年を迎えます。

○5年毎に周年事業を開催しており、相互に訪問団を結成し、派遣受入れを行っています。

○毎年、中学生・高校生を中心として、相互に派遣受入れを行っています。

○平成20年12月に「佐呂間町パーマ市姉妹都市交流委員会」が発足しています。

## 【課題】

□姉妹都市との末永い友好親善を図るため、人的交流の継続化に努める必要があります。

□交流活動が停滞し、周年事業の交流にとどまっている状況にあります。

□姉妹都市交流委員会の活動強化を図り、民間レベルでの交流を推進する必要があります。

## 主要施策

<021> 姉妹都市交流事業への参加促進

<022> 姉妹都市交流委員会の活動支援



## 1-3 情報環境・管理体制

### （施策の展開方針）

セキュリティポリシー※8による徹底した情報管理を行いながら、住民への積極的な行政情報の発信に努めるとともに、町内における通信環境の格差是正や新たな通信手段への対応など、目まぐるしく進展する情報化への対応と情報環境の整備に努めます。

### 1-3-1 個人情報の保護・行政情報の発信

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 個人情報及び特定個人情報については、「個人情報の保護・情報セキュリティに関するセキュリティポリシー」に基づき、管理に努めています。
- 情報公開条例により、行政情報の公開に努めています。

##### 【課題】

- 管理する個人情報及び特定個人情報のデータ化により大量の個人情報などを取り扱うためセキュリティポリシーの徹底を図る必要があります。
- 積極的な行政情報の発信に努める必要があります。

#### 主要施策

- <O23> 個人情報管理の徹底
- <O24> 情報公開の推進

### 1-3-2 情報通信システム

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 情報通信技術の急速な普及は、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。
- 条件不利地域におけるブロードバンド※9環境が未整備であり、地域格差が生じている状況にあります。
- テレビ難視聴地域である本町は、民法放送中継局建設や有線組合への支援などにより、テレビ難視聴解消を図っています。
- 有線組合の加入者が減少しています。
- 携帯電話の不通話地域は解消されています。

※8 セキュリティポリシー：企業、組織における情報の機密性や安全性

※9 ブロードバンド：高速で大容量の情報が送受信できる通信網

## 【課題】

- 条件不利地域における光回線網の整備が必要です。
- 地上デジタルテレビ放送の難視聴解消に努める必要があります。
- 有線組合共聴施設の老朽化により、整備の必要があります。

## 主要施策

- <025> 光通信の格差是正
- <026> テレビ受信環境の維持
- <027> 新たな情報通信手段への対応

## 1-4 行財政改革

### (施策の展開方針)

高度化、多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため、業務の効率化と職員の能力向上により質の高いサービスの提供に努め、住民に寄り添われる行政をめざします。

住民一体となった行財政改革を推進するとともに、税収をはじめ自主財源の効率的な確保と行政経費の抑制による健全財政に努め、将来にわたって持続可能なまちづくりをめざします。

公共施設の計画的かつ合理的な維持管理により施設の長寿命化を図り、長期的な展望に立った計画性のある行政運営に努めます。

### 1-4-1 行政体制の改革

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 自立した「まちづくり」を目指し、行政改革に取り組んでいます。
- 佐呂間町定員適正化計画を策定し、職員配置の適正化に努めています。
- 佐呂間町役場人材育成基本方針に基づき、計画的に職員研修などを実施しています。
- 職員の民間型経営感覚やコスト削減などに努めています。
- 各種業務において、業務支援システムを導入し業務の効率化、適正化に努めています。

##### 【課題】

- 住民との協働による行政改革を進める必要があります。
- 組織機構の改革などにより、職員数の適正化を図る必要があります。
- 今後導入が見込まれる定年延長による職員配置の適正化を図る必要があります。
- 人事評価制度を導入していますが、評価者の公平公正な評価と、被評価者の制度内容に対する深い理解の確立など制度の成熟が必要です。
- 政策形成能力を身につけ、住民ニーズに柔軟に対応できる職員の育成に努める必要があります。
- 民間の経営感覚を活かした効率的で質の高い公共サービスの展開を図る必要があります。
- 行政システムの更新にかかる経費の圧縮を図る必要があります。

#### 主要施策

- <028> 行政改革の推進
- <029> 定員適正化の推進
- <030> 職員研修の充実
- <031> 行政システムの効率化

## 1-4-2 健全財政

## 現状と課題

## 【現状】

- 使用料の適正化に努めています。
- 事業評価は、予定主要事業調査により事業の内容を診断し、総合計画との整合性を図っています。
- 公共施設における管理体制の合理化を行っています。
- 徴収業務の一元化を図り、町債権の収納率向上に取り組んだ結果、収納率は緩やかに上昇している状況にあります。
- 納期など、納税環境を変更し、期別税負担額の軽減を図っています。
- ふるさと納税は、返礼品の充実を図り、寄附金の増額に努めています。

## 【課題】

- 歳入に見合う行政運営を行うため、今後とも歳出経費の抑制に努める必要があります。
- 事業評価は、より良い評価制度を目指し、手法を検討する必要があります。
- 公共施設維持管理を充実させるための検討が必要です。
- 施設の長寿命化を図るとともに、建替えについては縮小化及び複合化、集約化に努める必要があります。
- 自主財源を確保するため、現年度収納率の向上を図り、滞納債権の発生を抑制する取り組みが必要です。
- 納税環境整備のため、様々な納付方法などを検討する必要があります。
- 効率的な徴収体制の整備が必要です。
- ふるさと納税の使いみちにおいて、明確さが求められています。

## 主要施策

- <032> 使用料の適正化
- <033> 健全な財政運営の推進
- <034> 事業評価制度の見直し
- <035> 公共施設管理の充実
- <036> 公共施設等総合管理計画に基づく施設整備
- <037> 徴収体制の強化
- <038> 納付環境の整備充実
- <039> ふるさと納税による財源確保



## 1-5 生活環境

### （施策の展開方針）

豊かな自然の中で潤いのある住環境を創出するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅と特定公共賃貸住宅の計画的な改修と更新を図るとともに、町内の住宅需要の把握に努め、持ち家住宅の建設促進や空き家・空き地の有効活用を図る取り組みを進めます。

住民が健康で文化的な生活がおくれるよう町内の公園施設の維持管理と設備の更新に努めます。

良質な水の安定供給のため水道施設の維持管理と計画的な更新を図るとともに、適正な料金体系による水道事業の健全経営に努めます。

下水道施設の長寿命化計画に基づき、適正な維持管理と計画的な改修に努めるとともに、下水道への加入と処理区域外における合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

住みよい生活環境を維持するため、ごみの減量化に対する意識をさらに高めるとともに、リサイクルを推進し循環型社会の構築を図ります。また、ごみ処理の広域化を推進します。

温室効果ガス排出削減の取り組みとして、照明設備のLED化※10や省エネ機器の導入による地球温暖化対策の推進に努めます。

### 1-5-1 住宅と土地

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 住宅需要は満たされていない状況にあります。
- 空き家が増加している状況にあります。
- 佐呂間、若佐、浜佐呂間の3地区に勤労者用住宅用地を分譲しています。
- 住宅の新築、増改築などに対し、助成を行っています。
- 町営住宅・特定公共賃貸住宅は、11団地、253戸（令和元年）が建設されています。

##### 【課題】

- 民間住宅の建設促進に努める必要があります。
- 空き家の有効活用を図るため、情報収集に努める必要があります
- 助成制度の利用促進を図るため、更なる町民への周知に努める必要があります。
- 町営住宅・特定公共賃貸住宅の計画的な改修と更新の必要があります。

※10 LED化：蛍光灯や水銀灯から、消費電力の少ないLED照明に変更すること

## 主要施策

- <O40> 民間住宅建設の促進
- <O41> 住宅環境の整備
- <O42> 公営住宅等長寿命化計画に基づく整備

## 1-5-2 公園

## 現状と課題

## 【現状】

- 基幹的な公園として総合公園、小公園、交通公園や各地域に児童公園を整備しています。
- 各公園の児童遊具や健康遊具は、安全確保のため定期点検などにより維持管理を行っていますが、一部の遊具は老朽化が進んでいます。
- 総合公園は、市街地から離れていることもあり、利用が少ない状況にあります。

## 【課題】

- 子ども達が安全に安心して遊べるよう、施設・遊具の点検や維持管理を行い、危険遊具などは撤去又は更新の必要があります。
- 地域の実情や利用状況に合わせ、公園の再編や廃止も検討する必要があります。
- 総合公園は、健康遊具やバーベキューハウスの周知により、利用増加を図る必要があります。

## 主要施策

- <O43> 公園施設の維持・更新
- <O44> 公園の再編整備

## 1-5-3 公衆衛生

## 現状と課題

## 【現状】

- 不法投棄や野外焼却が後を絶たないことから、注意喚起のぼりの設置、広報などで啓発を行っています。
- 環境美化意識のもと、自治会などにおいて道路清掃、サロマ湖周辺のごみ拾いが行われています。
- 平成4年から供用を開始している斎場については老朽化が進んでいることから、適正な維持管理に努めています。
- 墓地の管理は、町が佐呂間・若佐・浜佐呂間を管理し、その他の地区は各自治会が行っています。
- 少子化により墓の管理が出来ないことから、返還する方が増えています。
- 防疫のため、狂犬病の予防注射や野犬掃討を行っています。

## 【課題】

- 不法投棄や野外焼却などの巡回監視を行うとともに、適正な処理について啓発する必要があります。
- 斎場においては、適正な維持管理と計画的な設備更新を行う必要があります。
- 需要動向を勘案した既存墓地の区画整備や共同墓地の整備など、ニーズに合わせた運営を行う必要があります。
- 狂犬病予防対策や野良猫防止のため、飼い主の意識高揚を図る必要があります。
- 有害な野犬、キツネ、カラスの駆除に努める必要があります。

## 主要施策

- <045> 不法投棄及び野外焼却監視体制の強化
- <046> 斎場・墓地の適正な維持管理
- <047> 防疫意識の啓発

## 1-5-4 水道

## 現状と課題

## 【現状】

- 簡易水道普及率は、97.8%（平成30年度末）となっています。
- 水道施設は、老朽化が進んでいます。

## 【課題】

- 良質な水の安定確保並びに自家水道解消のため、計画的な給水区域の拡張を進める必要があります。
- 水道施設の計画的な更新を図る必要があります。
- 水道管路の漏水防止、既存施設の維持管理に努める必要があります。
- 水道事業の健全経営を図るため、料金体系の維持又は見直しを検討する必要があります。

## 主要施策

- <048> 良質な水の安定確保
- <049> 施設整備と維持管理
- <050> 節水意識の啓発
- <051> 水道料金体系の適正化

## 1-5-5 下水道・し尿処理

## 現状と課題

## 【現状】

- 長寿命化計画により下水道管理センターの施設機器の更新を行っています。
- 生活環境保全のため、合併処理浄化槽の設置に対し、助成を行っています。
- 遠軽地区3町のし尿などは、遠軽地区広域組合衛生センターにおいて衛生的に処理されています。
- 衛生センターは昭和49年稼働、平成23年機器設備の大規模改修により延命化を行っていますが、建物などは耐用年限を超過し老朽化が懸念されています。

## 【課題】

- 下水道施設の適正な維持管理と計画的な改修に努める必要があります。
- 下水道未接続住宅の解消に努める必要があります。
- 下水道処理区域外での合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。
- 衛生センターの更新又はその他事業への移行を検討する必要があります。

## 主要施策

- <052> 施設整備と維持管理
- <053> 下水道普及率の向上
- <054> 合併処理浄化槽の普及促進
- <055> し尿広域処理施設の充実

## 1-5-6 ごみ処理・リサイクル

## 現状と課題

## 【現状】

- 燃やすごみとリサイクル資源は、遠軽地区広域組合で処理を行っています。
- 遠軽地区広域組合リサイクルセンターは、老朽化が進んでいるため施設の更新に着手しています。
- 燃やさないごみは、町の一般廃棄物最終処分場に埋め立て処理していますが、残存量が少ない状況にあります。
- 新たな一般廃棄物最終処分場は、遠軽地区広域組合で整備を計画しています。
- ダンボール・新聞紙・本・乾電池・蛍光灯・小型家電は、分別及び拠点回収し、リサイクル処理を民間業者に委託しています。

## 【課題】

- ごみの減量化を図るため、ごみの発生抑制に対する意識啓発を図る必要があります。また、リサイクル可能なものは極力分別し、再資源化を推進する必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場の閉鎖に向け、旧焼却施設の解体など安全に閉鎖する必要があります。
- 広域一般廃棄物最終処分場の整備が必要です。

### 主要施策

- <056> ごみ減量化の推進
- <057> 広域処理の推進
- <058> 最終処分場の安全管理
- <059> 資源再利用意識の啓発

## 1-5-7 環境対策

### 現状と課題

#### 【現状】

- 地球温暖化現象により、二酸化炭素など温室効果ガスの削減が求められています。
- 自ら排出する温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に 佐呂間町地球温暖化対策実行計画を策定しています。
- 防犯及び夜間照明として、街路灯（水銀灯など）を約800基設置していますが、水銀が及ぼす健康・環境被害を低減するため、2021年から水銀灯の製造及び輸入・輸出が禁止されています。

#### 【課題】

- 日常生活や経済活動における温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。
- 公共施設は、LED照明などの省エネ機器の導入や省エネルギーへの意識向上を図る必要があります。
- 街路灯のLED化を進める必要があります。

### 主要施策

- <060> 温室効果ガス排出削減の推進
- <061> 省エネルギー意識の啓発
- <062> 街路灯の整備

## 1-6 安全な生活

(施策の展開方針)

自然災害に迅速に対応するため、日頃から防災意識の高揚に努め、自治会、町内事業所や関係機関との連携による防災体制の強化を図ります。

防災行政無線の活用と地域防災拠点施設の整備を進め危機管理体制の構築を図るとともに、河川、湖岸の保護保全に努め、災害に強い安全で安心なまちづくりをめざします。

佐呂間町安全安心まちづくり条例に基づき、住民の安全意識の高揚に努め、各関係機関が連携した防犯・交通安全活動の推進に努めます。

住民の防火意識の高揚と、消防団活動の強化、消防資機材の整備により消防活動の充実に努めます。

応急手当意識の高揚及び救急体制の充実に努めます。

### 1-6-1 交通安全

#### 現状と課題

【現状】

○町の交通安全対策本部や交通安全協会、各関係機関が連携し、交通安全対策に取り組んでいます。

○各地域に交通安全指導員を委嘱し、交通安全運動期間やイベント時に街頭啓発や街頭指導を実施しています。

○交通安全意識の高揚を図るため、保育所、小学校、老人クラブを対象に交通安全教室を実施しています。

○高齢者の自動車乗車中及び歩行中の事故で亡くなるケースが増えています。

○事故の発生が国道333号及び道々留辺薬浜佐呂間線に集中しています。

○危険箇所看板や安全旗を設置するとともに、道路管理者や公安委員会にその対応を要望しています。

【課題】

□交通事故の根絶を目指すためには、引き続き関係機関との連携を図るとともに、住民の交通安全活動への参加を促し、意識を高める必要があります。

□危険箇所の交通環境を改善する必要があります。

#### 主要施策

<063> 交通安全意識の啓発

<064> 交通安全施設の整備

<065> 関係機関との連携強化



## 1-6-2 防犯

## 現状と課題

## 【現状】

- 安全で安心して暮らせるために町民、事業所、行政の責務を明文化した「佐呂間町安全安心まちづくり条例」を策定しています。
- 児童・生徒を犯罪から守るため、「町民110番協力の家」を設置しています。
- 各地区の防犯協会が関係機関と連携し、被害防止に努めています。
- インターネット・ハガキなどによる架空請求や振り込め詐欺などの特殊詐欺被害が懸念されています。
- 消費生活に関する相談窓口を設置し、消費者被害の救済やトラブルの未然防止を図っています。

## 【課題】

- 警察や国民生活センターなどの関係機関との連携を密にし、防災メール、ホームページや広報などを活用し被害防止に努める必要があります。
- 防犯協会や地域住民の協力のもと、児童・生徒、高齢者の安全確保に努める必要があります。
- 消費者被害を防ぐため、相談支援体制の強化に努める必要があります。

## 主要施策

- <066> 防犯意識の啓発
- <067> 関係機関との連携強化
- <068> 安全・安心体制の強化
- <069> 防犯活動の推進
- <070> 相談支援体制の強化

## 1-6-3 消防・救急活動

## 現状と課題

## 【現状】

- 遠軽地区広域組合を組織し、火災をはじめ災害対処に努めています。
- 過疎・少子高齢化により、若年男性・女性消防団員の確保が困難な状況にあります。
- 防火査察や危険物施設などの立入検査を計画的に実施し、予消防に努めています。
- 消防資機材、施設の整備を計画的に進めています。
- 救命講習会（AED講習会など）や各広報紙を通じて、応急手当の必要性を周知しています。
- 救急医療の高度化や専門的な治療のため二次・三次医療機関への搬送件数が増加しています。

## 【課題】

- 大規模自然災害に対応できるよう組織の充実を図る必要があります。
- 消防団活動のPRを図る必要があります。
- 住民の防火意識の高揚と、消防法令違反施設の是正推進を図る必要があります。
- デジタル通信施設の計画的な更新整備を行う必要があります。
- 計画的に施設や車両などの更新整備を図る必要があります。
- 救急業務体制の強化とともに救急資機材の計画的な更新整備を図る必要があります。
- 住民の応急手当に対する意識高揚を図る必要があります。

- 傷病者の的確な搬送のため、医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 軽症患者の救急需要が増加しており、初期救急医療を構築する必要があります。

### 主要施策

- 〈071〉 消防体制の充実
- 〈072〉 消防団への加入促進
- 〈073〉 防火査察や立入検査体制の充実
- 〈074〉 通信施設の整備
- 〈075〉 消防車両及び資機材と施設の整備
- 〈076〉 救急体制及び救急資機材の整備
- 〈077〉 応急手当の意識啓発
- 〈078〉 医療機関との連携強化

## 1-6-4 防災

### 現状と課題

#### 【現状】

- 必要に応じて地域防災計画の見直しを行っています。
- 災害時必要とされる様々な団体や民間業者との災害などに関する協定を締結しています。
- 風水害や津波などに備えたハザードマップを作成しています。
- 地域担当員制度を導入し、地域住民の安全確保に向けた取り組みを進めています。
- 防災行政無線が整備されています。
- メール配信サービス「防災・安心メールさろま」は、平成26年度から運用を行い、気象、道路状況など防災につながる情報配信に努めています。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）は、大規模地震や特別警報などから発信される情報や弾道ミサイル発射などによる配信情報量が増加しています。
- 平成29年に実施した役場庁舎耐震診断において、耐震基準を満たしていないとの判定結果が出されています。

#### 【課題】

- 現状に合わせ、地域防災計画を随時見直す必要があります。
- 災害協定の内容を現状の災害に見合った協定に一部見直す必要があります。
- 防災意識の高揚と防災体制の確立を図る必要があります。
- 地域防災計画に基づく、防災訓練を実施する必要があります。
- 防災行政無線の運用規程などの整備を検討する必要があります。
- 定期的に防災行政無線を使った伝達訓練を実施する必要があります。
- 「防災・安心メールさろま」登録者増に向けた普及啓発が必要です。
- 平成29年度で最新機器に更新していますが、今後も必要に応じた整備更新を随時行う必要があります。
- 新耐震基準に適合した新たな庁舎の建設が必要です。

### 主要施策

- <079> 防災計画の随時見直し
- <080> 民間事業者との連携強化
- <081> 防災意識の高揚と防災体制の確立
- <082> 防災資機材の整備充実
- <083> 防災訓練の実施
- <084> 防災行政無線による伝達訓練の実施
- <085> 「防災・安心メールさろま」登録者の拡大
- <086> 地域防災拠点施設の整備

## 1-6-5 河川保護・湖岸保全

### 現状と課題

#### 【現状】

- 河川は、近年の異常気象により水害が危惧されており、改修が行われています。
- 湖岸の侵食や居住地区への浸水、湖内漁業資源の保護や環境保全対策が急務となっています。

#### 【課題】

- 洪水被害を防止するため、佐呂間別川水系の早期改修を図る必要があります。
- 普通河川は、自然環境に配慮した適正な維持管理に努め、水害防止のための改修を図る必要があります。
- 湖岸侵食など危険箇所の早期改修を図る必要があります。

### 主要施策

- <087> 佐呂間別川の整備
- <088> 自然環境に配慮した普通河川の維持管理
- <089> 湖岸保全の促進

## 1-7 交通網の整備

### (施策の展開方針)

幹線道路、生活路線の計画的な整備と維持管理に努めるとともに、除排雪の体制を整備し、冬期間の生活路線の確保に努めます。

広域道路網としての国道、道道の整備促進に努めます。

本町の公共交通である「ふれあいバス」の安全で安心な運行体制の充実を図ります。

### 1-7-1 道路

#### 現状と課題

##### 【現状】

○道路網は、国道と道道が結びつき、産業活動や生活の基盤となっています。

○国道、道道は、計画的に整備が行われています。

○町道は、交通量や緊急頻度に応じ、改良・舗装を行っています。

○道路施設の老朽化が急速に進んでおり、長寿命化計画に基づき整備を行っています。

##### 【課題】

□国道、道道における危険箇所の早期改修が求められています。

□町道の未改良、未舗装路線の早期整備を図る必要があります。

□町道の維持管理体制の強化が求められています。

□除排雪体制を充実させる必要があります。

□道路施設を計画的、効率的に保全し、将来にわたり安全安心な道路網を確保する必要があります。

#### 主要施策

<090> 国道、道道の整備促進

<091> 遠軽・北見間地域高規格道路の整備促進

<092> 町道の計画的整備と維持管理

<093> 除排雪体制の充実

<094> 長寿命化計画の推進

## 1-7-2 交通

## 現状と課題

## 【現 状】

- 民間バス路線の廃止により、平成22年10月からスクールバスに一般市民が混乗できる本町独自の公共交通として「ふれあいバス」の運行を行っています。
- 町外線は、医療バスとして遠軽線（週3日）、北見線（週2日）、網走線（週1日）を運行していますが、遠軽線より北見線の利用が増加しています。
- ふれあいバス以外に、高齢者福祉バス、高校生部活バス及びふれあいタクシーの運行を行っています。
- バス運行のため、予備車両を含め11台を所有しています。
- 運転手の高齢化が進んでいますが、新たな運転手の確保が難しくなっています。

## 【課 題】

- ふれあいバスは、安全で利便性に配慮した運行を行うため、運転手の確保と計画的な車両更新の必要があります。
- 町外線は、利用状況に応じた運行回数の見直しなどを行う必要があります。

## 主要施策

- <095> 運行体制の充実
- <096> 計画的な車両更新

## 2

## 産業振興

～自然とともに持続可能な循環型の産業をめざして～

## 基本目標

- 豊かさと誇りを実感できる魅力ある農業をめざします
- 100年先を見据えた豊かな森林づくりをめざします
- 自然環境を考慮した資源管理による水産業をめざします
- 住民と地域産業が連携した活気ある商工業をめざします
- 自然を活かした魅力ある観光をめざします

## 2-1 農業

(施策の展開方針)

担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用と土地改良事業による生産基盤の充実を図ります。

多様な経営体の規模拡大や省力化と効率化のため、スマート農業導入を推進するとともに、担い手の育成確保に努め、持続可能な経営基盤の確立を図ります。

家畜排せつ物などの適正な管理利用を促進し、ゆとりのあるクリーンな生産環境づくりをめざします。

## 2-1-1 農地の有効利用

## 現状と課題

## 【現状】

- 離農による農地の集積と農作業の効率化のため、土地斡旋事業を行っています。
- 非効率な農地の遊休化が懸念されています。
- 農家個々の耕作面積が拡大され、経営労力の限界近くまで達し、今後の流動が滞る事も予想されています。

## 【課題】

- 関係機関が共通課題認識のもと、農地の流動化をより一層図り、土地の効率的な利用を促進する必要があります。
- 効率的な農地の集積が求められています。
- 畑作農家と畜産農家の連携を促進し、各種補助制度との整合性を図り、交換耕作及び交換分合などを有効活用する必要があります。



### 主要施策

- <097> 担い手への農地利用集積促進
- <098> 耕作放棄地の発生防止

## 2-1-2 生産基盤整備

### 現状と課題

#### 【現状】

- 重粘土壌が多く、大型機械作業の増加などにより、排水性・透水性が更に悪化している土地については土地改良を実施しています。
- 土づくりへの対応として、良質な堆肥の利用がまだ不十分な状況にあります。
- 自給飼料となる牧草は、草地整備の遅れや生育障害による生産性の低下が現れています。
- 飼養形態の変化や農家戸数の減少に伴い、町有牧野の利用戸数及び入牧頭数が減少傾向にあります。

#### 【課題】

- 計画的な土地改良事業を推進し、大型機械作業に対応した整備を図る必要があります。
- 町内の畑作農家と畜産農家の連携を図り、堆肥施設や堆肥、麦稈などの有効利用を促進する必要があります。
- 計画的な草地整備を図る必要があります。
- 町有牧野への入牧頭数の確保を図る必要があります。

### 主要施策

- <099> 土地改良事業の推進
- <100> 畑作・畜産農家の連携の促進
- <101> 土づくりの促進
- <102> 粗飼料基盤整備の充実
- <103> 公共牧野利用の促進
- <104> 公共牧野施設の更新

## 2-1-3 農業経営の確立

### 現状と課題

#### 【現状】

- 国際的な原油価格や農業生産資材価格の高騰が、農業経営に大きな影響を与えています。
- 国際規律の強化や貿易自由化の対応に伴う農畜産物の価格低迷及び、農業収入の低下が懸念されています。
- 良質な粗飼料確保や労働負担軽減などを目的とした農作業の受託事業を行っています。
- 酪農家の離農により、総体の生乳生産量は減少しましたが、現存の酪農家の規模拡大及び個体乳量の増加により、近年は回復傾向にあります。

○個人経営から法人化を図り、農地の集積や作業効率の向上、コストの低減を目指した動きが出始めています。

○家族経営の高齢化や規模拡大により労働力が不足している状況にあります。

○家畜の疾病や新しい伝染病の発症などが懸念されています。

○農業生産物に対して「食の安全・安心」が強く求められています。

○酪農家の飼育頭数が増加し、大規模経営化が進んでいます。

#### 【課題】

□土壌診断で適正な施肥・減肥に努め、堆肥の有効利用を促進し、クリーンな農業とより一層の生産コスト削減を図る必要があります。

□地域特性に即した農畜産物の安定生産と販売体制を確立する必要があります。

□新たな「食料・農業・農村基本計画」に適応した地域農業の確立を図る必要があります。

□労働負担の軽減とコスト削減及び持続可能な農業生産をサポートする体制が必要となっています。

□生乳増産を図るため、生産施設の改善整備が必要となっています。

□農業者の所得安定を図るため、法人化を含めた大規模経営を促進する必要があります。

□ＩＴロボットの導入など、スマート農業に取り組む必要があります。

□防疫についての知識の向上、指導、啓発活動が今まで以上に求められています。

□牛個体管理の徹底と飼養環境整備を充実させ、乳牛の供用年数の延長を図り、安全で良質な生乳生産に努める必要があります。

#### 主要施策

- <105> 循環型農業の促進
- <106> 経営安定化の促進
- <107> 共同受委託事業の充実
- <108> 生産施設の改善整備の促進
- <109> 法人化の促進
- <110> 効率・省力化の促進
- <111> 家畜防疫体制の強化
- <112> 農業生産管理の促進
- <113> 牛個体管理の強化
- <114> 乳質向上・改善対策の充実
- <115> 肉用牛生産体制の充実
- <116> 農業従事者の確保

## 2-1-4 担い手対策

## 現状と課題

## 【現 状】

- 高齢化が進み農業後継者不在の農家において、離農が増加している状況にあります。
- 離農跡の新規就農者に対し受け入れの支援を行っています。

## 【課 題】

- 農業後継者の確保と育成のため、新規就農者対策と同様な支援を検討する必要があります。
- 新規就農者を確保する必要があります。
- 各種農業グループの活動を活性化させる対策が求められています。

## 主要施策

- <117> 新規就農者対策の推進
- <118> 後継者対策の推進

## 2-1-5 農畜産物の研究開発

## 現状と課題

## 【現 状】

- 農産物は、かぼちゃパウダー、団子、ジュースやジャムなどが製品化されています。
- 畜産物は、乳製品の商品化や牛肉、豚肉のブランド化を目指した取り組みが行われています。
- 地場産のそば、かぼちゃを活用した6次産業が行われています。

## 【課 題】

- 特産物を活かした新製品の開発と、商品の定着化、販路拡大や起業に向けたバックアップ体制が求められています。
- 農業技術の普及や指導体制など、経営力強化のために研修教育環境を整備する必要があります。

## 主要施策

- <119> 6次産業の促進
- <120> 農業技術の普及、指導体制の充実
- <121> 地域ブランドの構築

## 2-1-6 農村環境

## 現状と課題

## 【現状】

○環境負荷を軽減し、調和のとれた農業生産が求められています。

○ゆとりのあるクリーンな生産環境づくりが求められています。

## 【課題】

□地域と連携し、農村環境の整備や景観保全活動などを積極的に取り組む必要があります。

□規模拡大などにより、家畜排せつ物は適正な処理に一層取り組む必要があります。

## 主要施策

<122> 農村環境・景観の維持促進

<123> クリーンな生産環境づくりの促進

<124> 家畜排せつ物再利用の促進

## 2-2 林業

### (施策の展開方針)

健全な森林の育成を図るため、森林経営計画に基づいた森林整備を行うとともに、森林経営維持のため、林地の集約化などによる効率化や低コスト作業体制の普及と定着をめざします。

地球温暖化防止や保水力向上のため、森林環境税を活用し、間伐などの森林整備に努め、森林がもつ公益的機能に配慮した林産業をめざします。

### 2-2-1 林業・林産業の振興

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより森林への関心が薄れ、造林未済地が増えている状況にあります。
- 山林所有者の高齢化により山林の処分を希望する人が増えていますが、購入者が少ない状況にあります。
- 森林経営計画を策定している森林が6割を超えていますが、整備を必要とする森林が多く、実施が追いつかない状況にあります。
- 国内の安定した木材価格を背景に自給率も上昇しており、カラマツやトドマツの人工林の皆伐が行われています。
- 林業に携わる事業者が人手不足などにより、経営が不安定になっています。
- 森林内の未利用資源は、バイオマス発電の燃料などに有効利用が図られています。
- 町内には森林公園がなく、木とふれあう機会が少ない状況にあります。

##### 【課題】

- 木材資源の安定供給のため、適時に「伐って、使って、植える」循環的利用を促進する必要があります。
- 森林経営に魅力が感じられるように木材の付加価値やコスト低減などに取り組みながら、山林の流動化に対し関係機関と調整を図る必要があります。
- 森林経営を持続するため、林地の集約化などによる林業経営の効率化や低コスト作業体制の普及と定着が求められています。
- 森林経営計画の策定を促進するとともに、計画達成が求められています。
- 森林の適切な管理と林業・林産業の成長産業化の両立が求められています。
- 木材生産や環境保全など、多様な機能に対応する森林整備の必要があります。
- 林業事業者の経営安定化と就労の場の確保、作業の軽労化が求められています。
- 木質系材料の利用技術や木材加工新技術などの導入により、木質資源の利用促進を図る必要があります。
- 公共事業や住宅建材などへの利用促進と地材地消を推進する必要があります。
- 広域連携により、木材資源の安定供給、木製品の販路拡大、流通の効率化及び製材加工の大規模化などが求められています。
- 既存施設を有効活用し、「木とふれあい、木に学ぶ」木育やリフレッシュのための森林浴などができる場を提供することが求められています。

## 主要施策

- <125> 計画的な造林・保育・伐採の促進
- <126> 林業経営効率化の促進
- <127> 町有林の適正管理
- <128> 木質資源の利用促進
- <129> 他産業との連携による利用促進
- <130> 広域連携による流通の効率化と販路拡大
- <131> 木育の推進

### 2-2-2 有害鳥獣駆除

#### 現状と課題

##### 【現状】

○町の調査では、ここ数年エゾシカ生息数に大きな変化はないものの、捕獲数は減少傾向にあり、農業などに被害があります。

○ハンターが高齢化により減少するなか、新たな「なり手」が少ない状況にあります。

##### 【課題】

□関係機関や猟友会と連携を図り、有害鳥獣の駆除を継続的に進めていく必要があります。

□ハンターの育成を促進する必要があります。

## 主要施策

- <132> 生物多様性に配慮した有害鳥獣駆除の実施
- <133> ハンターの育成

### 2-2-3 森林保全

#### 現状と課題

##### 【現状】

○年間降水量が比較的少なく、流域面積が狭い地形条件などから、水資源を確保するため、水源かん養林の保全に努めています。

○山地災害や地球温暖化の防止などの公益的機能の維持増進に努めています。

○豊かな生態系を育む森をつくるために植樹活動が行われています。

##### 【課題】

□生態系に配慮し、良質で豊富な水を確保するため、環境保全に重視した森林づくりを進める必要があります。

□地球温暖化防止や保水力向上のため、間伐などの適正な森林保育と再生林を推進する必要があります。

□環境に配慮した伐採作業の促進と自然災害を予防するため、治山施設や保安林の適切な管理を行う必要があります。



### 主要施策

- <134> 生態系や公益的機能に配慮した森林づくりの推進
- <135> 水源かん養林の保全
- <136> 森林の公益的機能の啓発

## 2-3 水産業

### (施策の展開方針)

安定した漁業経営のため、計画的な増養殖と適正な資源管理、更には漁業作業の効率化や資源の研究開発を進めるとともに、漁港や関連施設の整備により生産基盤の充実を図ります。

サロマ湖に流入する河川を含めた水質保全対策や水質調査の継続的实施により、漁場の環境保全に配慮した持続可能な水産業をめざします。

### 2-3-1 漁業経営の確立

#### 現状と課題

##### 【現状】

- ホタテとカキは、養殖許容量を設定し、保有枚数を規制することにより、過密栽培の防止に努めています。
- サロマ湖とオホーツク海を利用した、新たな漁業資源の開発が検討されています。
- ノロウイルスによる、カキの汚染やホタテ貝毒に対する継続的な検査と監視が行われています。

##### 【課題】

- 計画的な増養殖と適正な資源管理を行い、試験研究機関との連携により増養殖技術を確立する必要があります。
- 漁業資源の研究開発、資源状況の把握と漁場調査を推進する必要があります。

#### 主要施策

- <137> 増養殖技術の高度化の促進
- <138> 漁業資源の開発管理の促進

### 2-3-2 生産基盤整備

#### 現状と課題

##### 【現状】

- サロマ湖第1・第2湖口の整備促進が求められています。
- 漁港は、持続的な漁業の発展や生産性向上に向けて継続的に整備事業が進められています。
- 水産物は、衛生管理や鮮度保持のために漁港整備が求められています。
- 漁業関連施設が老朽化し、整備経費などを地元漁業者と町が負担しています。
- 漁港施設内での作業環境の改善に対する改修工事や補修などの早期実施が望まれています。
- 地球温暖化に伴う水産資源や漁港施設への影響が懸念されています。

## 【課題】

- サロマ湖第1・第2湖口漂砂対策として湖内の海水交換を促進する必要があります。
- 老朽化した漁港施設の長寿命化対策を推進するとともに、屋根付き岸壁などの整備が求められています。
- 漁業関連施設の整備・改修の早期実施と維持管理経費に対する支援が求められています。
- 地球温暖化による海面上昇や自然災害などに耐える漁港施設の整備と海水温の変化に適応する水産資源の開発が求められています。

## 主要施策

- <139> 漁港整備の推進
- <140> 漁業関連施設整備の推進

## 2-3-3 環境保全

## 現状と課題

## 【現状】

- サロマ湖の環境保全対策は、関係機関・団体で構成する「サロマ湖環境保全対策連絡協議会」で協議が行われ、必要となる調査が実施されています。
- 汚水や濁水の流入などにより、サロマ湖内の環境悪化が懸念され、養殖漁業への影響が心配されています。
- 水産廃棄物の大部分は、堆肥化や有効活用に向け処理されていますが、永続的に処理・活用できる技術が求められています。

## 【課題】

- サロマ湖の環境保全調査結果を踏まえながら、必要に応じて継続調査や実証試験など、水質保全と環境に配慮した取り組みを行っていく必要があります。
- サロマ湖へ流入する河川の定期的な水質調査の実施や、環境に配慮した汚水処理施設の整備を図る必要があります。

## 主要施策

- <141> 環境保全型水産活動の促進
- <142> 水環境保全活動の推進

## 2-4 商工業

### （施策の展開方針）

消費者ニーズに対応し、地元商店の利用と地域内購買力の向上を促す事業の継続と拡大を図るとともに、起業、創業支援による新たな商工業活動の展開により空き店舗対策などの環境整備を進め、活気ある商店街をめざします。

商工業活性化事業や特産品の開発など、地域一次産業との連携による商品開発や事業展開を支援するとともに関係機関による経営相談・指導を充実することにより、経営体質の強化や事業承継確保、更には労働力の確保を図り、商工業の安定発展をめざします。

### 2-4-1 商店街の活性化

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 人口減少、町外の消費流出やインターネット販売の普及により、町内の購買力が低下しています。
- 経営者の高齢化や後継者不足により、商店数が減少傾向にあります。

##### 【課題】

- 商品券発行事業の拡充や新たな事業の展開により、地元商店の利用促進と消費や購買力の向上に努める必要があります。
- 空き店舗対策など、商店街の環境整備に努める必要があります。

#### 主要施策

- <143> 町内消費活動の増加促進
- <144> 商店街商環境整備の推進

### 2-4-2 中小企業・小規模企業の振興

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 商工業活性化補助事業、住宅建設促進補助事業及び利子補給費補助事業により、企業の経営活性化など商工業の振興に努めています。
- 公共事業の減少、消費や購買力の流出により、経営体質が低下傾向にあります。
- 経営者、従業員の高齢化及び後継者不足により、事業承継、事業活動の継続が危惧されています。
- 経済情勢が低調のなか、雇用環境は厳しい状況にあります。
- 小規模企業の振興が求められています。

## 【課題】

- 各種補助事業の継続・拡充により、経営の安定化を促進する必要があります。
- 公共事業の実施や特産品を活用した新商品開発、販路拡大などにより、経営体質の強化を支援する必要があります。
- 経営相談や経営指導などの支援体制の拡充により、事業承継の円滑化及び事業活動の継続を促進する必要があります。
- 新規事業の開発や既存事業の拡大などにより、雇用の場の維持と確保に努める必要があります。
- 労働力確保のため、生活環境を整備する必要があります。
- 小規模企業振興基本条例の基本理念に基づき、小規模企業の成長発展による地域経済の活性化を図る必要があります。

## 主要施策

- <145> 経営基盤整備の支援
- <146> 労働力確保対策の推進

## 2-5 観光

### (施策の展開方針)

「森と湖のまち」の豊かな自然を活用し、新たな体験を核とした滞在型観光の確立と、地域産物の観光資源化を進めるとともに、施設の整備と資源の保護、自然環境の保全に努め、魅力ある観光地づくりをめざします。

### 2-5-1 観光・物産の振興

#### 現状と課題

##### 【現状】

- サロマ湖エリアを中心とした観光振興を推進していますが、市街地を訪れる観光客が少ない状況にあります。
- 宿泊施設の減少により、通過型の観光が主体となっています。
- サロマ湖を囲む1市2町による「サロマ湖観光物産振興協議会」を組織し、広域連携による観光物産事業を推進しています。
- 「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を東京都港区、三田商店街振興組合、佐呂間町商工会、佐呂間町において締結し、観光物産の振興に努めています。
- 宮崎県都農町と「経済交流に関する基本協定」を締結し、経済発展の振興に努めています。
- 町内他産業との連携が不足し、地域資源を活用できていない状況にあります。

##### 【課題】

- サロマ湖エリアにおける宿泊施設の誘致確保により滞在型観光の推進を図る必要があります。
- サロマ湖エリアの観光客を市街地へ誘導する取り組みを行う必要があります。
- 観光物産事業でのPR、インターネットを活用した情報発信及び特産品を活用した新商品の開発などにより、観光客の誘致に努める必要があります。
- 友好都市などとの交流事業の継続及び新たな事業の展開を図る必要があります。
- 一次産業との連携を図り、地域産物の観光資源化を進める必要があります。

#### 主要施策

- <147> 滞在型観光の推進
- <148> 観光客誘致の推進
- <149> 経済交流事業の推進
- <150> 地域資源高度利用の促進



## 2-5-2 環境整備

## 現状と課題

## 【現状】

○サロマ湖エリアを中心に、自然環境に配慮した観光施設の整備に努めています。

## 【課題】

□老朽化した観光施設の安全性確保や利便性向上のため、維持改修事業を実施するとともに、文化、自然、産業など体験型観光を提供する必要があります。

## 主要施策

<151> 観光関連施設整備の推進

## 2-5-3 自然保護

## 現状と課題

## 【現状】

○キムアネップ岬に生息する原生植物の保護に努めていますが、植生が悪化しています。

## 【課題】

□原生植物の植生維持に努める必要があります。

## 主要施策

<152> 自然環境改善の推進

## 3

## 社会福祉

～絆を深め地域ぐるみで支えあう福祉のまちをめざして～

## 基本目標

- 誰もが安心して暮らせる地域福祉をめざします
- 高齢になっても、元気に暮らせる地域づくりをめざします
- 障がいをもった人も社会参加できる地域づくりをめざします
- 子どもを産み、育てるための環境づくりをめざします
- 地域医療の充実と住民の健康づくりをめざします

## 3-1 地域福祉

（施策の展開方針）

誰もが住み慣れた地域で、健康で文化的な生活を安心して送ることができるよう、各関係機関が適切に役割を果たしながら連携を強化し、地域ぐるみで支えあう福祉体制の整備、充実をめざします。

住民の状況を的確に把握し、自立した生活が送れるよう関係機関との連携を強化し、適切な支援が行える体制の充実をめざします。

## 3-1-1 地域福祉活動

## 現状と課題

## 【現状】

- 佐呂間町社会福祉協議会は、地域福祉実践計画を策定して福祉活動を総合的に推進しています。
- ボランティア団体は、加入者の減少により活動が停滞している傾向にあります。
- 各自治会に組織されている「たすけあいチーム」は高齢化などにより、活動に差がある状況にあります。
- 高齢者人材センターは、経験と知識を活かした高齢者の社会参加の場として、重要な役割を担っています。

## 【課題】

- 地域福祉実践計画の継続的な策定により、長期的視野にたった社会福祉事業を展開する必要があります。
- 個々のボランティア団体の指導、調整やボランティア教育を推進する必要があります。
- 地域間で均衡のある小地域福祉活動の体制を強化する必要があります。
- 高齢者人材センターの長期的な安定運営に向けた支援を行う必要があります。

### 主要施策

- <153> 地域福祉実践計画の推進
- <154> 地域ボランティアの育成

### 3-1-2 生活困窮者対策

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 生活保護受給世帯の学習支援、進路指導が課題になっています。
- 世帯収入が安定しないことが要因となった子どもの引きこもりや不登校が一部に見られます。
- オホーツク相談センター「ふくろう（北見市）」は、生活や仕事などの困りごと相談など圏域町村の生活困窮者支援を行っています。

##### 【課題】

- 生活困窮世帯の詳細な把握による学習・就労支援を行う必要があります。
- 相談支援事業所との連携を強化し、多面的な支援を推進する必要があります。

### 主要施策

- <155> 生活困窮世帯の把握
- <156> 生活困窮者支援団体との連携強化

### 3-1-3 要援護者支援

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 災害時などに自力で避難、移動が困難な方を地域で支援をする体制づくりを進めています。
- 要援護者登録情報を地域関係機関で共有し、住民が安心して生活できる地域づくりを推進しています。

##### 【課題】

- 要援護世帯の的確な把握と心身の状態に応じた支援体制を整備していく必要があります。

### 主要施策

- <157> 災害時等要援護者支援体制の強化

## 3-1-4 権利擁護

## 現状と課題

## 【現状】

- 子どもや親族がおらず身寄りのない高齢者が増加の傾向にあります。
- 認知症などにより、判断能力が不十分な方に対する福祉支援に支障のあるケースが生じています。

## 【課題】

- 成年後見制度の利用促進を図っていく必要があります。
- 市民後見人の養成や法人後見事業などにより、適切な生活支援体制を整備する必要があります。

## 主要施策

<158> 法人後見事業所との連携

## 3-2 医療保険

### (施策の展開方針)

国民健康保険事業については、公平な負担と給付に努めるとともに、病気の早期発見・治療を促し、医療費の抑制と健全な運営に努めます。また、高校生までの医療費無償化により、子育てを支援します。

### 3-2-1 医療保険・福祉医療

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 国民健康保険制度の改正により、北海道が国民健康保険事業の財政運営を担っています。
- 市町村間で大きな差がある保険税を平準化し、全道で公平な負担に近づけることとしています。
- 国民健康保険税の負担軽減措置として、一般会計からの法定外の繰入れを行っています。
- 高度医療、新薬の開発などにより、一人当たりの医療費が増加しています。
- 国民健康保険税の未納額は減少傾向にあり、被保険者資格証、短期証対象者も減少しています。
- 後期高齢者医療費はやや増加傾向、被保険者数は横ばいですが、今後団塊の世代が後期高齢者となると、医療費、被保険者数とも増加する可能性があります。
- 重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等医療給付事業（北海道医療給付事業）に、医療費助成を行っています。
- 町独自の子育て応援事業として、北海道の乳幼児等医療給付事業対象外の医療費は、対象年齢を高校卒業まで引上げ、医療費の無料化を実施しています。

##### 【課題】

- 国民健康保険税の負担平準化のため、税率及び課税方式の見直しが必要です。
- 一般会計からの法定外の繰入れを解消する必要があります。
- 国民健康保険事業における健康診査や各種検診の積極的な受診を勧奨し、病気の早期発見・治療を促進する必要があります。

#### 主要施策

- <159> 国保会計の健全化
- <160> 福祉医療制度の充実

## 3-3 高齢者福祉

### (施策の展開方針)

高齢者が生涯にわたり、安心して住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、各種福祉サービスを充実させるとともに、地域見守りネットワークの体制強化や老人クラブ活動などへの社会参加による生きがいづくりを推進し、高齢者が安心して暮らせる地域社会をめざします。

### 3-3-1 生きがい対策

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 地域の老人クラブは、新規会員の加入が少なく活動が停滞し、また老人クラブ連合会に未加入の団体も見受けられます。
- 集いと憩いの事業として「一人暮らしの集い」が開催されています。
- 「かまくら雪まつり」は、子どもからお年寄りまでの異世代交流を目的とし、高齢者団体が主体的に運営しています。
- 高齢者の集いの場となるサロン活動が、高齢者や地域が主体となって町内3カ所で運営されています。
- 高齢者の就業状況は上昇傾向にあります。

##### 【課題】

- 老人クラブ運営支援の強化を図り、老人クラブ活動の活性化を図る必要があります。
- ボランティアの支援などにより、「一人暮らしの集い」の運営体制の強化を図る必要があります。
- 町内ボランティア団体の連携により、異世代交流を発展させる必要があります。
- 小地域でのサロン運営を支援し、より多くの高齢者が気軽に参加できる体制をつくる必要があります。
- 高齢者が就労可能な軽作業などの労働環境を整備していく必要があります。

#### 主要施策

- <161> 老人クラブ活動の活性化支援
- <162> 高齢者就労環境の整備促進



## 3-3-2 安全安心の確保

## 現状と課題

## 【現 状】

- 佐呂間町高齢者あんしんネットワーク会議が核となり、関係機関が連携して支援を進めています。
- 町内外の事業所などと「見守り地域連携協定」を締結し、地域が一体となって高齢者を見守る体制をつくっています。
- 高齢者の生活不安を解消し、緊急時の連絡体制の確立を目的として、あんしんQRコード事業を進めています。
- 福祉路線の除雪、緊急通報システム運営や住宅改修費助成などの在宅生活支援を進めています。
- 認知症などによる、徘徊のおそれがある高齢者などを予め登録し、行方不明になった場合に早期発見できる体制をつくっています。

## 【課 題】

- 関係機関が連携と情報共有を深め、小さな変化も見逃さない、見守りネットワークを強化していく必要があります。
- 「見守り地域連携協定」の締結を促進していく必要があります。
- あんしんQRコード情報からの連絡体制を整備していく必要があります。
- 民生委員などとの連携により、的確かつ公平な在宅生活支援サービスの提供を行っていく必要があります。
- 佐呂間町メール配信サービスの促進及び活用により、地域の支援を得て行方不明者の安全確保ができる体制を充実していく必要があります。

## 主要施策

- <163> 地域見守りネットワークの体制強化
- <164> 高齢者の生活相談体制づくり
- <165> 高齢者生活支援事業の推進

## 3-3-3 高齢者福祉輸送

## 現状と課題

## 【現 状】

- 在宅高齢世帯の増加により、ふれあいタクシーの利用登録者数が増加傾向にあります。
- 自家用車で外出困難な高齢者の通院などを支援し、在宅高齢者の福祉向上を図っています。

## 【課 題】

- 高齢者に対応した福祉輸送体制を充実する必要があります。
- 通院などに限定した外出支援から、生きがい対策など利用対象の拡大に向けた検討を行う必要があります。

## 主要施策

- <166> ふれあいタクシー事業の充実
- <167> 外出支援サービス事業の強化

### 3-3-4 高齢者福祉施設

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 老人福祉センターは、老人クラブやボランティア活動の拠点として多くの高齢者に利用されています。
- 屋内ゲートボール場は、雨天時や冬期間など各地域の高齢者に広く利用されています。
- ケアハウス「サンガーデンさろま」は、介護サービスを提供する特定施設を併置し、安心して長期間入居可能な体制を整えています。
- 高齢者福祉住宅を2棟建設し、低所得の単身高齢者が安全で安心して生活できる住環境を整備しています。
- 有料老人ホームは、民間事業所による3施設が運営されています。

##### 【課題】

- 老人福祉センターを有効利用して、高齢者活動を促進していく必要があります。
- 屋内ゲートボール場の天井シート、人工芝の張替えなど大規模な改修を行う必要があります。
- ケアハウスの恒常的な入所待機者対策を図る必要があります。
- ケアハウスの周辺用地の有効利用を図る必要があります。

#### 主要施策

- <168> 老人福祉センター機能の強化
- <169> 高齢者福祉施設の維持管理
- <170> 高齢者生活環境の充実

## 3-4 介護福祉

### (施策の展開方針)

介護保険サービス体制の充実及び事業の適正化を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの充実に努めます。

介護職員の人材確保及び介護・医療等の研修をはじめ、介護施設機能の充実に図り、利用者が安心して過ごせる環境づくりに努めます。

### 3-4-1 介護保険サービス

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 介護保険制度は、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らすことができる制度として定着しています。
- サービス利用の増加とともに介護保険給付費が増加しています。
- 施設介護サービスは、介護老人福祉施設1施設のみとなっています。
- 民間事業所によるグループホーム2施設が運営されています。
- 在宅介護サービスは、居宅介護支援や訪問介護をはじめ町と民間事業所による各種サービスを行っています。

##### 【課題】

- 要介護者及び要支援者のニーズに対応したサービスの提供に努める必要があります。
- 適切な介護サービスの確保や適正な給付に基づき介護保険事業の健全化に努める必要があります。
- 介護職員の不足が深刻化しており、人材確保に努める必要があります。

#### 主要施策

- <171> 介護保険サービス体制の充実
- <172> 介護保険サービス事業の適正化

### 3-4-2 地域支援事業

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 地域包括支援センターは、高齢者の介護・福祉・医療など、さまざまな面から包括的な支援を行っています。
- 生活機能の低下した高齢者が自立した日常生活を営めるよう、介護予防・日常生活支援総合事業により訪問型及び通所型サービスを行っています。
- 在宅医療と介護サービスの一体的な提供が行えるよう、関係機関において入退院時における情報提供などに努めています。
- 認知症高齢者などの増加が見込まれており、認知症に対する正しい知識の普及や理解を促進しています。

○地域ケア会議において高齢者の実態を把握し、課題を抽出、解決することにより支援体制の充実や政策形成につなげています。

#### 【課題】

- 各種団体などとの協働により介護予防、互助による生活を支援する仕組みなどを地域全体で高齢者を支える体制づくりが必要です。
- 高齢者の心身機能の改善だけでなく、日常生活の活動や一人ひとりの生活の質の向上を目指す必要があります。
- 医療職や介護職などの多職種が連携を図り、切れ目の無い在宅医療・介護の提供体制を構築する必要があります。
- 認知症の方や家族などに早期に関わり、専門医療への受診、介護の負担軽減につなげる支援体制を充実する必要があります。
- 高齢者への支援方法の検討や支援事例から、地域課題を明らかにし、地域包括ケアシステムを充実、強化していく必要があります。

#### 主要施策

- <173> 地域包括ケアシステムの充実
- <174> 医療と介護の連携強化

### 3-4-3 介護施設（特別養護老人ホーム）

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 利用者が安心して快適な毎日をご過ごせるよう、個々の人格を尊重した施設づくりに努めていますが、介護職員不足により、入所者数の抑制を行っている状況にあります。
- 昭和50年の開設以後、管理棟や機械設備などの改修、暖房設備の更新などを実施しています。

##### 【課題】

- 介護職員の充実、確保を図る必要があります。
- 職員研修などを充実し、職員の資質向上を図る必要があります。
- 洪水浸水想定区域にあり、水害時により安全な避難ができるよう、避難経路の整備を図る必要があります。
- 入園者の介護度が変化しており、夏期の適切な住環境整備や浴室環境整備など、施設全体の改修を検討する必要があります。

#### 主要施策

- <175> 介護職員の人材確保
- <176> 介護・医療等各種研修の充実
- <177> 特別養護老人ホームの施設整備

## 3-5 障がい者福祉

### （施策の展開方針）

障がいを持つ人の意向が尊重された自己選択・決定による障がい福祉サービスの提供に努め、障がい者（児）やその家族への支援体制の充実を図るとともに、住みなれた地域で自立し、生きがいを持ちながら安心して生活を送ることができる地域社会の実現をめざします。

ノーマライゼーション※11の理念のもと障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の構成員として尊重され、平等で差別のない共生社会の実現をめざします。

### 3-5-1 障がい者支援・障がい児支援

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」「難病」に対して、総合的な障がい福祉サービスの提供を行っています。
- 共同生活援助サービスを提供する事業所が町内に無く、就労支援を含めて町外での生活を余儀なくされています。
- 発達に心配のある子どもの療育の場として放課後等デイサービス「めるくる」を開設して、個人ごとの課題解消に向けた事業を行っています。

##### 【課題】

- 障害者総合支援法に基づく障がい者福祉サービスを適正に提供する必要があります。
- 町外の障がい福祉サービス事業所などと連携し、より身近な場所で生活できる環境を整備する必要があります。
- 関係機関が連携し、発達に心配のある子どもの能力を最大限に伸ばしていく取り組みを継続する必要があります。

#### 主要施策

- <178> 障がい者の意向を尊重したサービスの提供
- <179> 発達に心配のある子どもの療育環境整備

※11 ノーマライゼーション：障がいをもつ人もたない人とが、平等に生活する社会を実現させる考え方

## 3-5-2 地域生活支援

## 現状と課題

## 【現状】

- 障がい者が地域において、自立した生活が営めるよう、障害者相談支援事業所を町内外の事業所に委託して相談支援を行っています。
- 障がい者が生きがいを持って、生活を送ることを目的として組織されている障がい福祉団体の会員の減少が続いています。
- 町外の事業所を地域活動支援センターとして委託し、一般就労が困難な障がい者の社会的自立を支援しています。
- 佐呂間中学校、佐呂間高校では、障がい者の模擬体験などの教育が推進されています。

## 【課題】

- 関係機関が連携し、障がい福祉サービスの提供体制を確保する必要があります。
- 障がい福祉団体の円滑な運営に向けて、継続して支援する必要があります。
- 障がいの区分と程度に応じた支援と、通所交通費の助成など、利用者負担の軽減を図る必要があります。
- 偏見のない地域社会の実現に向けて、障がい者が安心して生活できる生活環境を構築する必要があります。

## 主要施策

- <180> 地域活動支援センター機能の充実
- <181> 障がい者社会参加支援体制の強化
- <182> 差別のない共生社会環境の整備



## 3-6 児童福祉

### （施策の展開方針）

社会情勢や子育てに対する意識の変化により、保育ニーズ※1 2が多様化している中、就学前の子どもに対して、その発達や家庭状況に応じた保育環境を提供できる体制の充実強化、家庭と関係機関との連携強化をめざします。

相談体制や経済的支援などの子育て支援体制の充実、安全で安心して利用できる施設の整備など、次世代を担う子ども達が健やかに成長できる環境づくりに努め、地域で安心して妊娠・出産・子育てができる地域社会をめざします。

### 3-6-1 幼児期保育

#### 現状と課題

##### 【現状】

##### <保育所>

- 出生数の減少に伴い、常設保育所においては入所児童の減少が見られ、へき地保育所においても横ばい若しくは減少傾向が見られます。
- 発達障がいなどを抱える児童は年々増加している状況にあります。
- 発達障がい児や家庭環境に問題のある子どもなどの保育については、関係機関との連携を図っています。
- 社会状況や保護者の労働環境の多様化による、子育て環境の変化から子どもの生活習慣の乱れが見られます。
- 乳幼児を養育する母親への支援として、一時保育事業を行っています。

##### <子育て支援センター>

- 少子化とともに核家族化が進行しています。
- 地域子育て支援拠点として「子育て支援センター」を運営し、事業を展開していますが、少子化に伴い利用者が減少している状況にあります。
- 支援事業は、「子育て支援センター」独自の事業のほか、幅広く支援できるよう保健福祉課、教育委員会との共同事業を行っています。
- 家庭環境の変化により、子育ての支援を必要とする家庭が増加傾向にあります。

##### 【課題】

##### <保育所>

- 保育所運営体制を見直し、保育環境を整える必要があります。
- 保育体制の充実強化を図る必要があります。
- 発達障がい児の増加や症状の複雑化により、関係機関とのより一層の連携が必要です。
- 個々の家庭環境を把握し、保護者と連携を図り、子育て支援をする必要があります。
- 利用者に対する事業の周知方法を充実させる必要があります。

##### <子育て支援センター>

- 「子育て支援センター」は、子育て中の親同士の横の繋がりとしての役割は大きく、事業の充実と環境を整備し、利用拡大を図る必要があります。
- 子育て支援をしている関係機関が、連携を強化し、情報を共有しながら支援する体制の充実を図る必要があります。
- 保育所との連携を密にし、支援体制の充実を図る必要があります。

※1 2 保育ニーズ：保育を要する児童を抱える親などの保護者が、行政機関や保育所に求める保育のあり方のこと

### 主要施策

- <183> 保育体制の充実強化
- <184> 家庭及び関係機関との連携強化
- <185> 子育て支援センターの利用促進

## 3-6-2 子ども・子育て支援

### 現状と課題

#### 【現状】

○子ども子育て環境の整備や新生児祝い金の支給などを制度化していますが、少子化に歯止めがかからない状況にあります。

○児童館の利用人数は児童数の減少と放課後児童クラブ移行により減少の傾向にあります。

○放課後児童クラブは、児童数が減少するなか、横ばいの利用者数で推移しています。

#### 【課題】

□子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場所の設置を検討する必要があります。

□より安全で安心して遊ぶことができる児童館・放課後児童クラブの環境整備を進める必要があります。

### 主要施策

- <186> 豊かな感性を養う子ども支援体制の強化
- <187> 安全で安心な遊び場の確保

## 3-6-3 母子の健康・育成支援

### 現状と課題

#### 【現状】

○言葉や行動などの発達に遅れがある子どもが増加の傾向にあります。

○子育ての不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行っています。

#### 【課題】

□発達に悩みを持つ子どもがいる家庭に対する適切な支援を早期に行う必要があります。

### 主要施策

- <188> 養育者相談支援体制の強化

## 3-6-4 要保護児童対策

## 現状と課題

## 【現 状】

- 要保護児童対策協議会を設置して、児童虐待の防止に努めています。
- 「児童ぎゃくたいSOSテレホン」など、緊急時の連絡通報体制を整備しています。

## 【課 題】

- 関係機関が連携して、全ての子どもの健全な成長を支援する体制を強化する必要があります。
- 児童虐待に対する相談支援体制を強化する必要があります。

## 主要施策

<189> 児童虐待の未然防止に向けた支援体制の強化

## 3-7 保健医療

（施策の展開方針）

特定健診やがん検診などの各種健診（検診）の受診率向上対策に取り組み、疾病の早期発見・治療に努め、健康寿命の延伸を図るとともに、自らの心と体の健康管理を適切に行うための情報提供と健康への意識向上をめざします。

適切な医療サービスを受けられることができるよう地元医療の充実と広域的な医療機関との連携により、地域の救急・医療体制の確保と環境の整備充実をめざします。

### 3-7-1 健康づくりと食生活

#### 現状と課題

【現状】

- 肥満者の割合が高く、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍が増加傾向にあります。
- 虚血性心疾患が要因となった死亡率が高く、医療受診では心疾患、慢性腎疾患の有病者が増加しています。
- 各年代層において栄養摂取のバランスが悪く、身体の健全な発育及び機能維持に支障を来している傾向がみられます。
- 関節疾患の新規患者が多く、日常的な運動に取り組む割合が低い傾向にあります。
- ゲンキマイレージ事業に参加する住民の数が伸び悩んでいます。

【課題】

- 食習慣、肥満予防、健康運動などに関する健康教育を継続的に取り組んでいく必要があります。
- 疾病傾向や生活習慣の特徴を分析し、疾病のリスク要因にあわせた予防対策を推進する必要があります。
- より受診しやすい健康診断の体制整備を進め、保健指導体制の強化と健康意識を高める取り組みを推進する必要があります。
- 食生活改善推進員活動の支援を継続する必要があります。
- ゲンキマイレージに参加する住民を拡大していく必要があります。

#### 主要施策

- <190> 生活習慣病予防事業の推進
- <191> 健康づくり行動変容対策の推進
- <192> 高齢者栄養改善事業の推進

## 3-7-2 がん予防対策

## 現状と課題

## 【現 状】

○町民の死亡原因の第一位が「がん」であり、特に喫煙率が高いことも影響して肺がんの死亡率が高くなっています。

○町独自の肺CT検診を実施して肺がんの早期発見、早期治療を推進しています。

## 【課 題】

□健康カレンダーや広報紙などによりがん検診の受診勧奨を積極的に推進する必要があります。

□受診しやすいがん検診体制の整備を図り受診率を向上させる必要があります。

□健康管理システムを活用した未受診者対策を推進する必要があります。

## 主要施策

<193> がん検診受診率向上対策の推進

<194> クリニックさろまと連携した各種検診の充実

## 3-7-3 地域医療の充実

## 現状と課題

## 【現 状】

○町立診療所「クリニックさろま」は、指定管理者による管理に関する基本協定を締結して運営を行っています。

○若佐歯科診療所は、高度な歯科治療機器を導入して歯科治療が行われています。

○遠軽地区の二次医療圏の構成3町で連携を密にして、専門医療及び救急医療体制を維持しています。

## 【課 題】

□「クリニックさろま」の安定した運営に向けて指定管理者への支援を継続する必要があります。

□若佐歯科診療所の診療環境を継続して整備していく必要があります。

□二次医療圏及び三次医療圏との広域連携により地域医療体制を強化していく必要があります。

## 主要施策

<195> クリニックさろま医療体制の強化

<196> 町内歯科医療体制の充実

<197> 二次・三次医療機関との連携強化

# 4 教育文化

～心を豊かにする学びをめざして～

## 基本目標

- 地域と連携した学校運営や子育てしやすい環境づくりをめざします
- 自主的に学べる学習支援と施設環境整備を推進します
- 活力あるまちづくりをめざし、健康づくり・スポーツ活動を推進します
- 生活に潤いや生きがいをもたらす芸術文化活動を推進します
- サロマの歴史や文化を理解し、継承や支援を推進します

## 4-1 学校

（施策の展開方針）

「生きる力」を育む基本理念のもと「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた児童生徒の育成を図るため、教育内容の充実に向け、一人ひとり個性を尊重したきめ細やかな学校教育の実現をめざします。

学校・家庭、地域との連携のもと、創意工夫による学校運営に努め、地域に開かれた学校教育をめざします。

子ども達が安全に学ぶことができる教育環境の整備と、「サロマ」を担う人材育成のため、地域全体で子ども達を守り育む地域社会の実現をめざします。

### 4-1-1 小中学校

#### 現状と課題

【現状】

- 改訂された学習指導要領を踏まえ、児童生徒の育成指導に努めています。
- 特別の教科「道徳」として学校の教育活動全体を通じて適切な指導が行われています。
- インターネットやスマートフォンでSNSなどの情報メディアを利用する児童生徒が多く、人間関係が薄れ、コミュニケーション能力の低下傾向が見受けられます。
- 「いじめ」「不登校」「障がい」など、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対し、学校では予防、改善、支援、早期発見に努めています。
- 学校評議員制度などにより、地域の意見を幅広く聞き入れ、地域に開かれた特色ある学校経営に努めています。



○特別支援教室や複式の小学校同士の交流事業及び中1ギャップを解消するため、全小学校6年生が一同に介しての交流学習が行われています。

○町独自で教員、学習支援員、英語授業補助員を採用し児童生徒の学力及び学習意欲やコミュニケーション能力の向上を図っています。

○校舎、体育館の耐震補強や老朽化に伴う計画的な補修などを行っています。

○児童生徒の登下校や学校活動におけるスクールバスの運行を行っています。

○佐呂間中学校はパーマ地区3中学校と、佐呂間小学校は3小学校と姉妹校提携を結び、中学生は短期相互訪問、小学生はスカイプによる交流を行っています。

#### 【課題】

□児童生徒の一人ひとりに基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させるために、家庭学習の習慣化や教員の指導力向上を図り、家庭と連携したより実践的な教育が継続して行われるように基盤整備を図る必要があります。

□ICT教育※13環境を活用する一方、豊かな心や創造力を養う道徳教育の充実が重要です。

□児童生徒の言動や人間関係など、常に情報に関係機関で共有し、悩みを抱える児童生徒・保護者、学校に対して適切な対応、アドバイス、支援ができるように努める必要があります。

□開かれた学校経営を実践するため、コミュニティスクールを導入、推進する必要があります。

□保育所、小中学校、高等学校の連携強化と学校間の交流を推進する必要があります。

□校舎、体育館やグラウンドなど、学校施設の計画的な補修、整備を行う必要があります。

□児童、生徒の活動に応じ、充実したスクールバスの運行が求められています。

□佐呂間町姉妹校交流推進員を核とし、より一層の交流を推進する必要があります。

### 主要施策

- <198> 学力向上の推進
- <199> 家庭・学校が連携した教育の推進
- <200> 教育環境の整備
- <201> 道徳教育の充実
- <202> 教育相談体制の充実
- <203> コミュニティスクールの推進
- <204> 保小中高の連携強化
- <205> 補助教員等の充実
- <206> 学校施設の整備充実
- <207> 通学体制の充実と安全対策の強化
- <208> 国際理解教育の推進

## 4-1-2 高等学校

### 現状と課題

#### 【現状】

○少子化や町外進学により生徒数が減少しており、地域連携特例校として地域連携協力校の北見柏陽高校の協力を得ながら、少人数ならではのきめ細やかな教育を実践しています。

○生徒一人ひとりに寄り添う指導や地域行事への積極的な参加など、様々な活動を通じ特色ある教育を推進しています。

※13 ICT教育：パソコン、タブレットによりインターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法

- 姉妹校を提携しているパーマ高校と長期・短期留学などの相互交流を行っています。
- 地域に開かれた学校として、社会教育との連携により「寿大学生との交流授業」や「高校開放講座」を実施するとともに「サロマ湖100kmウルトラマラソン」の運営に全校で協力しています。

#### 【課題】

- 高校存続の対策強化と入学者の確保に努める必要があります。
- 佐呂間中学校との連携を強化し、積極的な交流を進める必要があります。
- 相互交流としてパーマからの留学生を迎えるため、高校でも多くの留学希望者が出るように姉妹校交流を推進する必要があります。
- 社会教育との連携事業の継続が必要です。

### 主要施策

- 〈209〉 佐呂間高校存続の対策強化
- 〈210〉 特色ある地元の高校づくり
- 〈211〉 中学校との連携強化
- 〈212〉 国際交流事業の推進
- 〈213〉 地域に開かれた高校づくりの推進
- 〈214〉 社会教育との連携

## 4-1-3 給食

### 現状と課題

#### 【現状】

- 「地産地消」を基本とした食材活用に努めていますが、町内産の食材は十分に活用されていない状況にあります。
- 学校教育の中で栄養教諭が児童生徒に対して食育を進めています。
- 食物アレルギーに対応した給食を提供しています。
- 学校給食センター（センター方式）の使用頻度の多い調理機器、設備は老朽化に伴い修理が増えている状況にあります。

#### 【課題】

- 町内産食材の活用に努める必要があります。
- 学校教育を通じ、食育を継続的に推進する必要があります。
- 食物アレルギー対応の給食を提供していますが、教員の食物アレルギーが増えているため、対応する必要があります。
- 施設の計画的な維持補修、整備を行い、衛生管理に努める必要があります。

### 主要施策

- 〈215〉 地元食材の活用
- 〈216〉 食育の推進
- 〈217〉 安全安心な給食の提供
- 〈218〉 給食センターの施設整備

## 4-2 人づくり

### (施策の展開方針)

地域や関係機関と連携・協働し、子どもから高齢者まで全ての住民が自主的に学ぶことができるよう、ニーズにあった学習支援と環境づくりに努め、「サロマ」を担う人材育成をめざします。

住民が生涯にわたり健康づくりやスポーツ活動に親しみ、健全な心身の形成や「生きがいづくり」に繋がられるよう、スポーツ環境の整備に努め、ゆとりと活力に満ちた地域づくりをめざします。

### 4-2-1 子育て

#### 現状と課題

##### 【現状】

- スマートフォンによる、子育てに関する情報収集や、子育てアプリが活用されています。
- 子育て支援センターを中心に、保健福祉課と教育委員会が連携し、「パパママたまご教室」「あいあいらんど」「ブックスタート」などの事業を行っています。
- 関係団体や行政により家庭教育推進会議を組織し、家庭教育に関する情報交換や「子育て講座」などの企画運営を行っています。

##### 【課題】

- 電子メディアやSNSの危険性の理解、活用方法に関する学習が必要です。
- 子育て支援センターの有効活用を図る必要があります。
- 親同士が直接的に情報交換できる場が必要です。
- 多くの住民が子育てに関わりを持つことが必要です。
- 行政と民間組織・団体との連携を図る必要があります。
- 乳幼児期から本に親しむ環境づくりを推進する必要があります。
- 父親の子育て意識を高める必要があります。

#### 主要施策

- <219> 子育て期の学習環境の充実
- <220> 地域や関係機関との連携・協働
- <221> 家庭教育推進体制の充実

## 4-2-2 育ち

## 現状と課題

## 【現 状】

- 人口減少や少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展や価値観の多様化など子ども達を取り巻く環境は大きく変化しています。
- インターネット、スマートフォンの普及からコミュニケーション不足やそのとり方が変化し、地域との関わり方も少なく、また、子ども達の運動能力低下にも影響を与えている状況にあります。
- 少子化が進み団体活動に支障がでています。
- 町内で十分な活動ができないことから、学習塾、スポーツ活動、習い事など町外で活動している子どもが増えてきています。
- 少年団活動は活発に行われているものの、様々な活動に参加している子と参加していない子の差が大きい状況にあります。
- 学校授業や社会教育事業の中で、地域の大人や世代を超えた子ども同士の交流の場が増えてきている状況にあります。
- 武道館・温水プールでは、様々な運動や遊びができる空間を提供することで異世代間の交流や親同士の交流が図られています。

## 【課 題】

- 子ども達が豊かな人生を切り拓き、持続的な社会の創り手となるようにするため、学校、家庭、地域と社会全体で心身ともにたくましく成長する環境を醸成することが求められています。
- 世代を超えた関わりが持てる事業の充実、地域の活性化などによりコミュニケーション能力のある人材の育成が必要です。
- 少子化の中で、子ども達の活動の在り方の検討が必要です。
- より多くの子ども達が、多様な人との関わりを持ち、社会性を育むことが必要です。
- 電子メディアやSNSの危険性の理解や、活用方法に関する学習が必要です。
- ふるさとへの理解を深めるための学びが必要です。
- 学校との連携・協働に努める必要があります。

## 主要施策

- <222> 体験活動等の推進
- <223> 世代間交流の促進
- <224> 多様な活動への支援
- <225> 情報活用教育の充実
- <226> ふるさと教育の充実
- <227> 教育関係機関との連携・協働

## 4-2-3 学び

## 現状と課題

## 【現 状】

- 住民の学習ニーズが多様化し、その把握が難しい状況にあります。
- インターネット、スマートフォンの普及により、学びの形態が変わってきています。
- 女性の社会参加意識は高いものの、家庭や社会環境により参加しにくい状況にあります。
- 男性の学習活動への参加が少ない状況にあります。

## 【課 題】

- 学習ニーズの把握と、それに即した学習機会の提供に努める必要があります。
- 学びへの関心や意欲を高める必要があります。

## 主要施策

- <228> 学習機会の提供
- <229> 啓発活動の充実

## 4-2-4 生きがいづくり

## 現状と課題

## 【現 状】

- 長寿社会が定着する中で、活発に活動する高齢者が多く見られる一方、社会と関わりを持ちづらい高齢者もいる状況にあります。
- 優れた知識や技術などを持っている住民が多くいますが、十分には活かしきれていない状況にあります。
- 「生きがいづくり」を目的にスポーツ施設の利用者が増えています。

## 【課 題】

- 経験が豊富な人材の知識を十分に活かすことができる取り組みが必要です。
- 高齢者の地域活動を支援し、社会参加を促進する必要があります。
- 若い世代から、将来の生きがいにつながるような、社会参加の取り組みを行う必要があります。
- スポーツ施設の未利用者に対して利用を働き掛け「生きがいづくり」に繋げて行く必要があります。

## 主要施策

- <230> 地域人材の活用
- <231> 全世代の社会参加の促進
- <232> スポーツ施設の利用促進

## 4-2-5 健康づくり・スポーツ

## 現状と課題

## 【現状】

- 少子化により団体競技が困難な状況にあります。
- 勤労者層の活動が停滞しており、運動不足の傾向にあります。
- 武道館・温水プールでは、利用促進事業の推進及び健康志向の高まりなど新たなニーズにより利用者が増加しています。
- ゲームやインターネットの普及により、子ども達を取り巻く環境は大きく変化し、外で遊ぶなど体を動かす時間が減り運動能力の低下がみられます。

## 【課題】

- 広域的な団体活動の振興や支援を図る必要があります。
- 利用者へ配慮した施設の整備、運営や体制づくりの必要があります。
- 高度な知識と指導技術を持つ指導者の確保が必要です。
- 勤労者層が健康づくり・スポーツに参加しやすい環境や体制をつくる必要があります。
- 子ども達が小さなころから体を動かし、運動に取り組みやすい環境をつくるため、保護者の理解や運動能力改善を図る事業の充実が必要です。

## 主要施策

- <233> 多様な団体活動の振興支援
- <234> 指導者の育成確保
- <235> 健康づくり・スポーツ振興推進事業の充実



## 4-3 学習支援

### （施策の展開方針）

多様化する学習・スポーツニーズに対応するため、老朽化した社会教育施設・体育施設の計画的な整備や施設運営、的確な情報提供や各種団体の育成に努め、どの年代にも利用しやすい管理運営体制をめざします。

住民が親しみやすい図書館として、知的好奇心にこたえる資料と情報提供や計画的な施設整備を行い、利用しやすく魅力のある施設をめざします。

情報媒体を的確に使い分け、事業、施設、制度の積極的なPRに努めます。

### 4-3-1 施設

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 社会教育施設と社会体育施設については、老朽化が著しい状況にありますが、利用者のニーズに応じた整備を行っています。
- 社会教育施設及び社会体育施設は、多くの住民の学び・健康づくりの場として活用されている状況にあります。

##### 【課題】

- 人口が減少する中、各施設の必要性や規模などを検討し、計画的な整備が必要です。
- 住民のニーズを把握し、どの年代層にも利用しやすい施設運営を図る必要があります。
- 世代間交流の場としてより多くの住民に活用してもらう必要があります。

#### 主要施策

- <236> 施設の計画的な整備
- <237> 管理運営体制の充実

### 4-3-2 図書館

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 生涯学習の拠点として図書資料の充実や管理、情報提供に努めています。
- 移動図書館車による巡回サービス、文庫サービスや団体貸出サービスを行っています。
- 読書を通して豊かな感性や表現力の向上を図るとともに、本を読む楽しさを身につけてもらうために各種事業を行っています。
- 絵本の読み聞かせや人形劇は、ボランティアの協力により実施しています。
- 生活環境の変化により、子ども達の活字離れ、図書離れが深刻化しています。
- 図書館は昭和58年建設により老朽化が進んでいます。

## 【課題】

- 図書資料の充実と情報提供を行うことで、利用しやすい魅力のある図書館を目指す必要があります。
- 図書館に来館出来ない住民に対する貸出サービスを行う必要があります。
- 図書館がもっと身近に感じ、利用しやすい施設となるため、各種事業の見直しや、ボランティアなどの協力が必要です。
- 幼い頃から本に親しみ、本を読む習慣を身につける環境を整える必要があります。
- 施設の計画的な整備、修繕を行う必要があります。

## 主要施策

- <238> 図書資料の充実と適正管理
- <239> 図書館からの情報発信
- <240> 貸出サービスの充実
- <241> 各種事業による図書館の利用促進
- <242> ボランティアの活動支援
- <243> 学校、保育所等との連携推進
- <244> 図書館の施設整備

## 4-3-3 情報・制度

## 現状と課題

## 【現状】

- 「夢つうしん」「なな・なんと情報」「ホームページ」などで情報発信していますが、十分に伝わっていない状況にあります。
- SNSなどの普及により、情報媒体が多様化している一方でこれまで同様紙媒体での情報を望む住民も多くいます。
- 情報が多様化、多量化する中で、情報媒体を的確に使い分け、対象に応じた情報提供を行うことが難しい状況にあります。
- 「まなびすと」「生涯学習サポーターバンク」など、住民の学習活動を支援する制度が実施されています。

## 【課題】

- 事業、施設、制度など、積極的な情報の発信、周知、PRが必要です。
- 多様な情報媒体を的確に使い分け、対象に応じた情報提供を行うことが求められています。
- 多くの情報の中から、選択しやすい、情報提供の工夫が求められています。

## 主要施策

- <245> 情報提供の充実
- <246> 学習支援制度の充実

## 4-3-4 団体支援

## 現状と課題

## 【現 状】

- 人口減少や少子高齢化により団体、団員や指導者が減少し、活動に支障をきたしており、解散する団体も見受けられます。
- 価値観の多様化、活動の個別化により団体離れが進行し、連盟などに属さない小グループ活動が増加傾向にあります。

## 【課 題】

- 連盟、協会に属さない小団体、サークルや個人についても把握、育成や支援が必要です。
- 指導者の育成や発掘が必要です。

## 主要施策

- <247> 団体・サークルの活動支援
- <248> 指導者の育成支援

## 4-4 文化

### (施策の展開方針)

住民主体の活動支援を継続し、芸術鑑賞事業の実施と発表機会の充実を図り、心豊かで生きがいのあるまちづくりをめざします。

歴史資料と文化財の整理保存、継承に努めます。

### 4-4-1 芸術・文化

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 小グループでの活動が増加傾向にあります。
- 「芸術文化支援事業」により住民企画の芸術鑑賞機会が提供されています。
- 幼児から高齢者まで、年代に応じた鑑賞事業を行っています。

##### 【課題】

- 団体、サークルなどの芸術文化活動に対する支援が求められています。
- 鑑賞事業の継続的な開催と、実施主体となる団体などの育成を図る必要があります。

#### 主要施策

- <249> 団体・サークルの活動支援
- <250> 鑑賞・発表機会の充実

### 4-4-2 文化財

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 本町の歴史的な文化財や価値のある自然景観は、住民に認知されていない状況にあります。
- 開拓資料館は学校のフィールドワークなどで活用され、説明ボランティアとして寿大学生が協力しています。
- 栃木地区への入植の歴史に対する関心が高まり町外からの視察が増えている状況にあります。

##### 【課題】

- 歴史資料や自然景観の整備、保存が必要です。
- 開拓資料館の整備と文化財の保護に努める必要があります。
- 開拓の歴史を将来に向けて語り継げるよう、人材の育成が必要です。

#### 主要施策

- <251> 歴史資料と文化財の整理保存
- <252> 歴史の継承



## 資料編

- 1 佐呂間町総合計画策定審議会への諮問 . . . . . 82
- 2 佐呂間町総合計画策定審議会からの答申 . . . . . 83
- 3 グラフと表でみるサロマ . . . . . 84～87
- 4 第5期佐呂間町総合計画策定までの経過 . . . . . 88～90
- 5 佐呂間町総合計画策定審議会委員名簿 . . . . . 91



# 1. 佐呂間町総合計画策定審議会への諮問

佐 企 第 1 2 1 号  
平成30年10月16日

佐呂間町総合計画策定審議会  
会長 高橋 俊道 様

佐呂間町長 川 根 章 夫

## 佐呂間町総合計画に関する諮問について

本町では、これまで地方自治法に基づき、昭和56(1981)年に第1期佐呂間町総合計画を策定以降、現在の第4期までいずれも計画期間を10年とする長期総合計画を順次策定し、これに基づく様々な施策や事業を展開してまいりました。

平成23(2011)年の同法改正にて、基本構想の法的な策定義務が廃止となりましたが、これからの本格的な人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためには、長期的な視点のもと、目指すべき方向性を住民と行政が共有し、総合的かつ計画的な町政運営を推進することが重要であると考え、第5期佐呂間町総合計画を策定する必要があります。

つきましては、限られた行財政資源をより有効に活用するため、長期的展望に立った「まちづくり」の基本方向について諮問します。

## 記

### 1. 基本構想

2021年度を初年度とし、2030年度を目標年度とする基本的な構想と目標樹立

## 2. 佐呂間町総合計画策定審議会からの答申

令和 2年 7月 17日

佐呂間町長 川 根 章 夫 様

佐呂間町総合計画策定審議会

会長 高 橋 俊 道

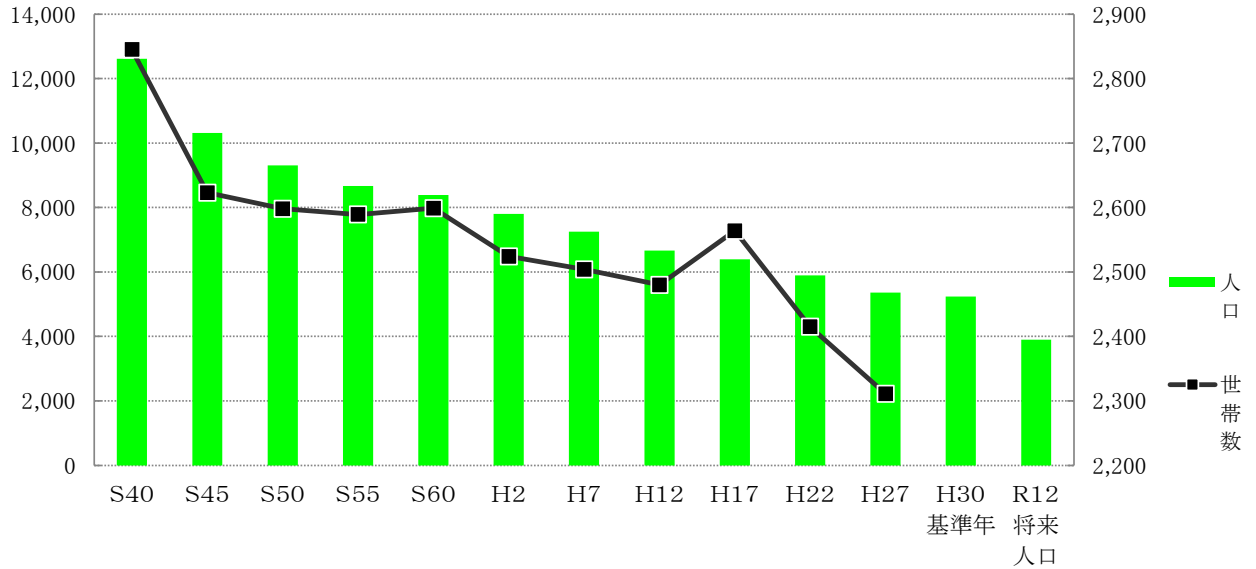
### 第5期佐呂間町総合計画の策定について（最終答申）

平成30年10月16日付けで本審議会に諮問のありました、第5期佐呂間町総合計画（基本構想期間：令和3年～令和12年）は、第4期総合計画を継承しつつ、佐呂間町の長期的な発展の方向と将来の目標を達成するために必要な施策について、住民福祉の向上を基本理念とし、住民参加の姿勢を重視し、審議を重ねた結果、別冊のとおりまとめましたので答申いたします。

この計画の推進にあたっては、「自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創（つく）る、生涯の郷（さと）、サロマ」を基底に、住民、行政、関係機関など多様な主体の協働により、計画の実現に向け最大限努力されることを切に希望します。

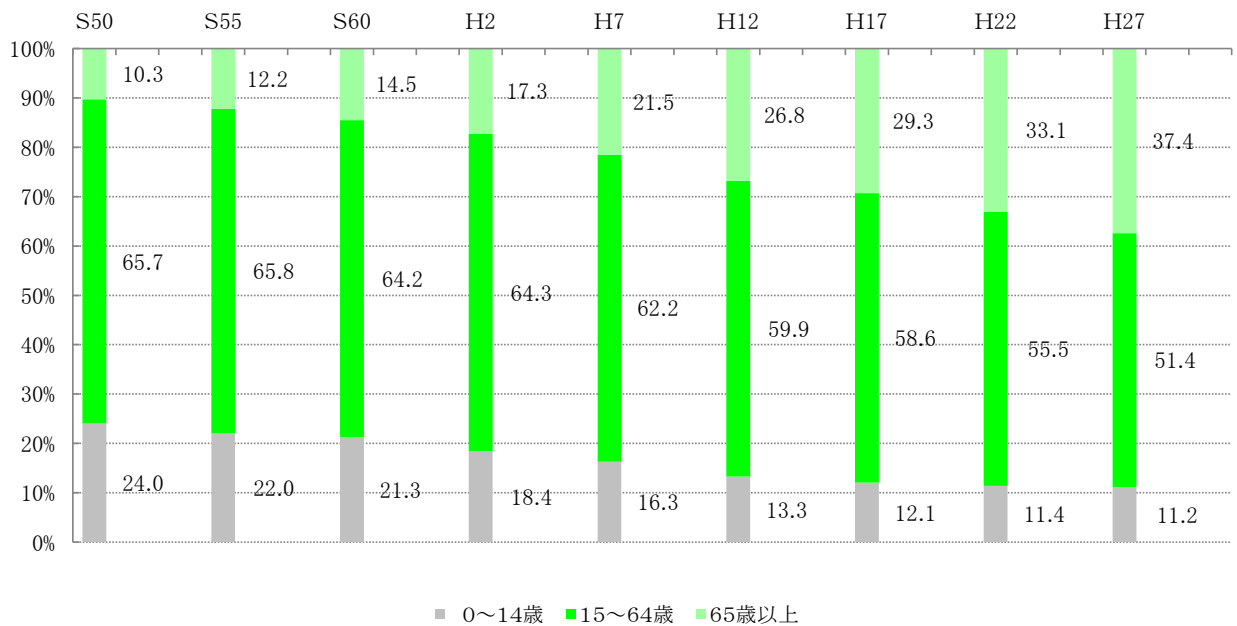
### 3. グラフと表でみるサロマ

#### 人口と世帯数の推移



資料：国勢調査  
S40～H27

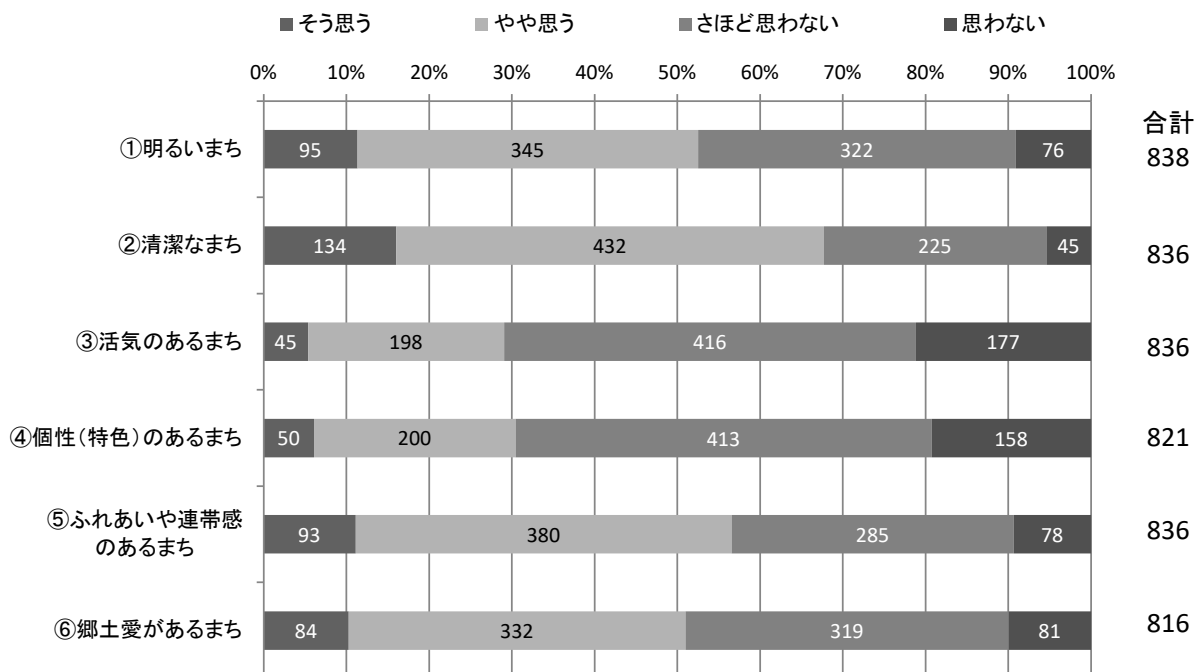
#### 年齢3区分別人口の構成比



資料：国勢調査  
S50～H27

## 佐呂間町のイメージについて

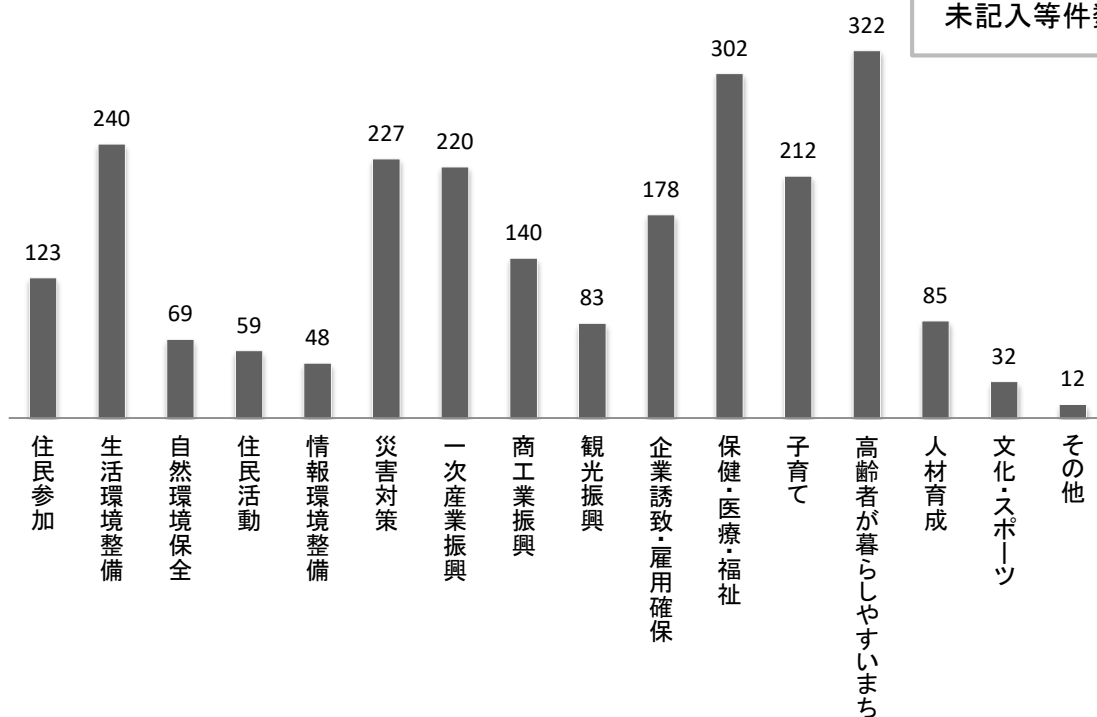
問：佐呂間町の印象（イメージ）について



資料：町民意向調査

## 町のめざす方向について

問：佐呂間町が目指すべき、まちづくり



資料：町民意向調査

全回答数：860  
未記入等件数：80

## グラフでみる満足度と重要度

問：佐呂間町の生活環境やまちづくりの現状について、①満足度（1～5）、②重要度（1～4）を分野ごとにおたずねします

(1) まちづくり

	満足度	重要度
(1) 住民参加の行政	3.104	3.029
(2) 住民自治活動	3.261	3.019
(3) 定住対策	2.847	3.275
(4) 地域間交流	3.067	2.883
(5) 国際交流	3.178	2.624
(6) インターネット回線の通信体制	2.856	3.110
(7) 町の財政運営	3.120	3.444
(8) 住宅と土地の確保や整備	3.048	3.157
(9) 公園・緑地整備	3.223	3.008
(10) 水道整備	3.733	3.412
(11) 下水道・し尿処理整備	3.677	3.394
(12) ゴミ処理・リサイクル	3.705	3.439
(13) 交通安全対策	3.418	3.363
(14) 防犯対策	3.383	3.384
(15) 消防・救急体制	3.650	3.562
(16) 防災対策	3.345	3.482
(17) 道路整備	3.291	3.377
(18) 河川保護・湖岸保全対策	3.220	3.295
(19) 公共交通対策	3.098	3.395

(2) 産業振興

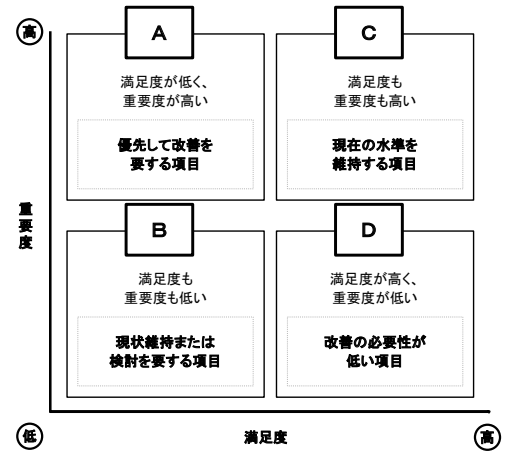
	満足度	重要度
(20) 農業振興	3.143	3.449
(21) 林業振興	3.044	3.297
(22) 水産業振興	3.306	3.436
(23) 商工業振興	2.998	3.361
(24) 観光振興	2.829	3.282
(25) 自然保護	3.144	3.251

(3) 社会福祉

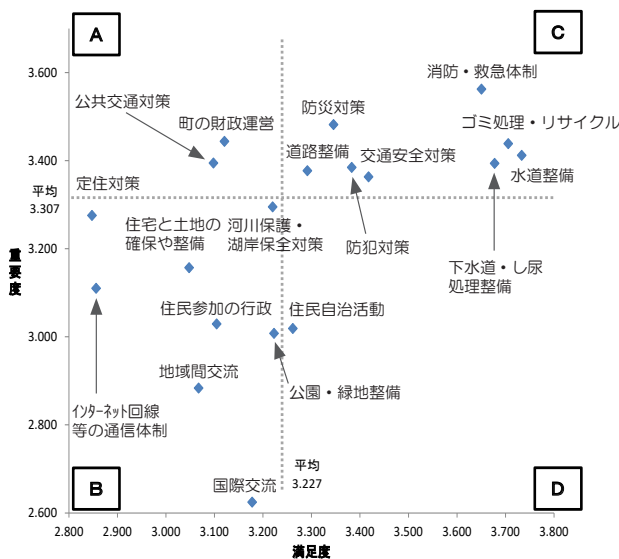
	満足度	重要度
(26) 福祉ボランティアの活動	3.275	3.241
(27) 福祉サービス	3.341	3.383
(28) 健(検)診・健康づくり対策	3.470	3.375
(29) 医療体制	3.033	3.629
(30) 高齢者福祉	3.251	3.469
(31) 介護福祉	3.190	3.481
(32) 障がい者福祉	3.133	3.416
(33) 子育て児童福祉	3.249	3.455
(34) 生活困窮者対策	3.089	3.273

(4) 教育文化

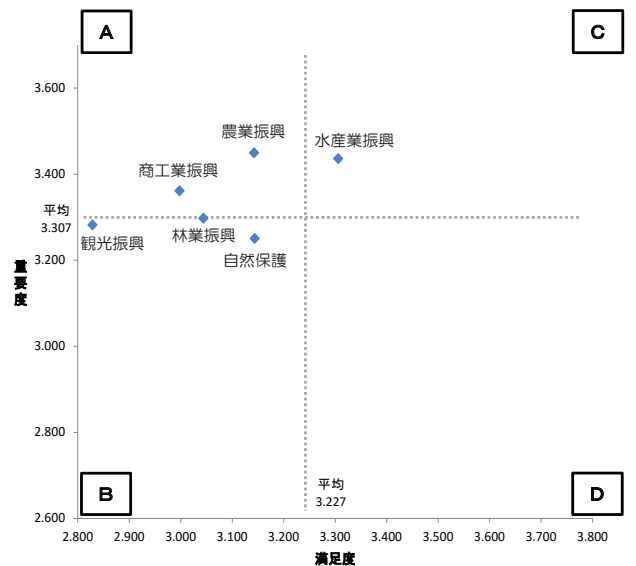
	満足度	重要度
(35) 小中学校の教育	3.262	3.531
(36) 高校の教育	3.205	3.484
(37) 社会教育・体育事業	3.246	3.202
(38) 芸術・文化	3.186	2.992



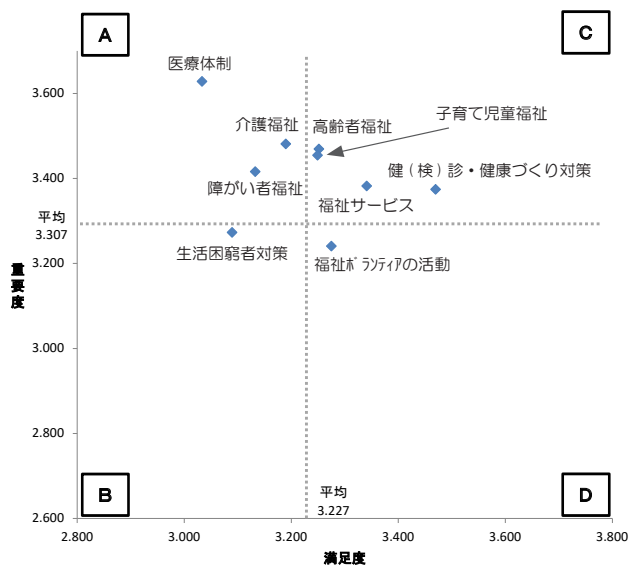
(1) まちづくり



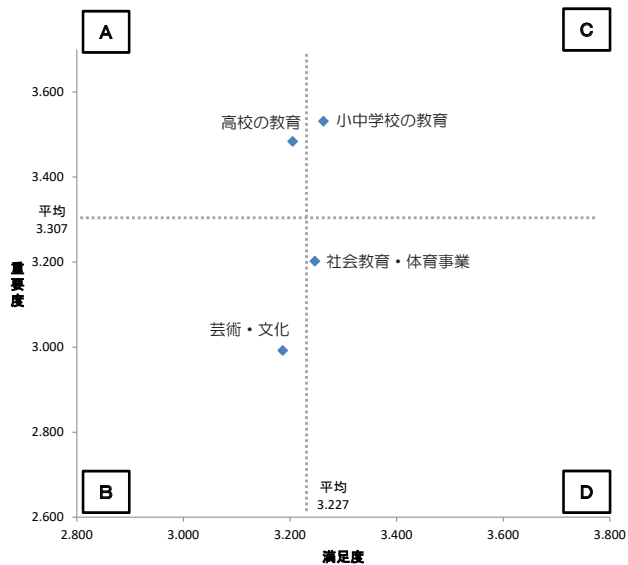
(2) 産業振興



### (3) 社会福祉



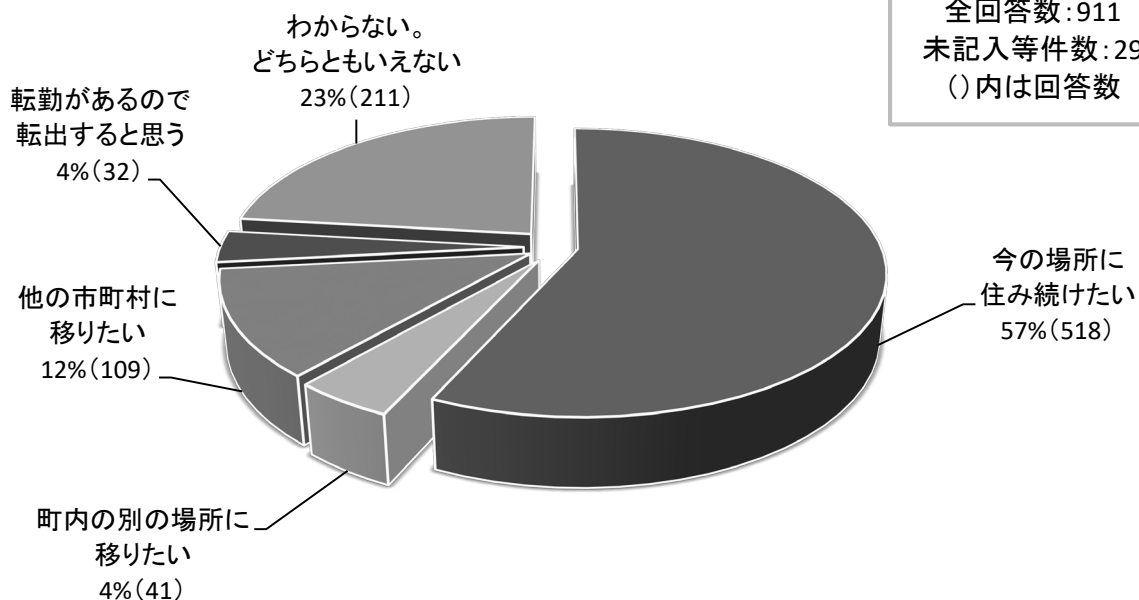
### (4) 教育文化



資料：町民意向調査

### 定住意向について

問：あなたの世帯は、今後も佐呂間町に住み続けたいですか



資料：町民意向調査



## 4. 第5期佐呂間町総合計画策定までの経過

### 審議会・部会開催状況

○策定審議会（全体会議）	3回
○基本構想・調整部会	4回
○まちづくり部会	10回
○産業振興部会	9回
○社会福祉部会	11回
○教育文化部会	10回

### 審議会委員視察調査

- まちづくり部会
  - ・まちづくり構想（沼田町 農村型コンパクトエコタウン構想）
  - ・庁舎施設（当麻町 庁舎）
- 産業振興部会
  - ・酪農家（ロボット搾乳）
  - ・観光施設（富武土遊歩道、道の駅、サンゴ草、キムアネップキャンプ場）
  - ・町有林（森林の管理状況）
- 社会福祉部会
  - ・児童福祉施設（さろまこどもスペースめるくる）
  - ・高齢者福祉施設（安心ハウス）
  - ・子育て支援施設（子育て支援センター）
  - ・介護保険施設（ケアハウス、サンガーデンサロマ）
  - ・障害福祉施設（遠軽町 NPO法人さわやか、社会福祉法人北光福祉会）
- 教育文化部会
  - ・小中一貫教育（湧別町 芭露学園）
  - ・中高一貫教育（湧別町 上湧別中学校）

### その他

- 町外アンケート（佐呂間町サポーターズ倶楽部）
- 町民意向調査
- 総合計画策定課長会議 6回

年 月 日	事 項	備 考
2018/06/26	第1回総合計画策定課長会議	総合計画策定要領、総合計画策定課長会議設置要領、審議委員選考基準、総合計画策定の流れ
2018/10/16	第1回総合計画策定審議会	委員任命、正副会長互選、総合計画に関する諮問、策定要領要旨説明、審議会部会の設置及び部会長・副部会長の選出
2018/11/13	第1回社会福祉部会	町民意向調査設問検討
2018/11/20	第1回産業振興部会	//
2018/11/21	第1回教育文化部会	//
2018/11/27	第1回まちづくり部会	//
2018/12/05	第1回基本構想・調整部会	町民意向調査設問調整
2019/01/21	第2回社会福祉部会	現状と課題審議
2019/01/22	第2回まちづくり部会	//
2019/01/23	第2回教育文化部会	//
2019/01/23	第2回産業振興部会	//
2019/02/20	第3回産業振興部会	//
2019/02/21	第3回まちづくり部会	//
2019/02/22	第3回社会福祉部会	//
2019/02/26	第3回教育文化部会	//
2019/03/18	第4回社会福祉部会	//
2019/03/18	第4回教育文化部会	//
2019/03/19	第4回まちづくり部会	//
2019/04/12	第5回社会福祉部会	現状と課題修正箇所審議
2019/04/16	第4回産業振興部会	//
2019/04/16	第5回まちづくり部会	//
2019/04/17	第5回教育文化部会	//
2019/06/21	第5回産業振興部会	視察先検討、目標人口審議
2019/06/25	第6回社会福祉部会	//
2019/06/27	第6回まちづくり部会	//
2019/06/27	第6回教育文化部会	//
2019/07/16	社会福祉部会視察 1	町内福祉施設、子育て支援センター
2019/07/24	第6回産業振興部会	主要施策審議
2019/07/24	第7回教育文化部会	//

年 月 日	事 項	備 考
2019/07/29	第7回社会福祉部会	主要施策審議
2019/07/30	第7回まちづくり部会	//
2019/08/21	産業振興部会視察	町内産業・観光関連施設（穴戸牧場、遊歩道など）
2019/08/22	第8回教育文化部会	主要施策審議
2019/08/26	第8回社会福祉部会	//
2019/08/29	第8回まちづくり部会	//
2019/09/17	まちづくり部会視察	沼田町まちづくり、当麻町庁舎
2019/09/24	第7回産業振興部会	主要施策審議
2019/09/26	第9回社会福祉部会	//
2019/10/03	社会福祉部会視察 2	遠軽町福祉関連施設
2019/11/12	教育文化部会視察	湧別町小中高一貫教育（学園、中学校）
2019/11/13	第2回基本構想・調整部会	現状・課題・主要施策調整、基本構想審議
2019/12/24	第8回産業振興部会	施策の展開方針審議、基本目標審議、大項目タイトル審議
2019/12/24	第9回まちづくり部会	//
2019/12/26	第10回社会福祉部会	//
2019/12/26	第9回教育文化部会	//
2020/01/20	第9回産業振興部会	基本目標審議、大項目タイトル審議
2020/01/23	第11回社会福祉部会	//
2020/01/23	第10回教育文化部会	//
2020/01/27	第10回まちづくり部会	//
2020/02/12	第3回基本構想・調整部会	基本構想審議、基本計画調整、中間答申内容調整
2020/02/21	第2回総合計画策定審議会	基本構想審議、基本計画審議、中間答申
2020/06/02	第4回基本構想・調整部会	総合タイトル審議、目標人口審議、実施計画調整
2020/07/17	第3回総合計画策定審議会	基本構想審議、基本計画審議、実施計画審議、最終答申
2020/09/29	町議会第3回定例会にて提案	総合計画審査特別委員会付託
2020/11/27	総合計画審査特別委員会開催	基本構想審議、基本計画審議、実施計画審議
2020/12/15	町議会第4回定例会にて可決	

## 5. 佐呂間町総合計画策定審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

◎部会長

○副部会長

区分	氏名	備考
会長	高橋 俊道	佐呂間町商工会会長
副会長	渡部 修一	佐呂間町社会福祉協議会会長
まちづくり部会	◎高橋 亘	佐呂間町自治会連合会会長
	○高橋 光貴	佐呂間町建設業協会会長
	齊藤 登久代	佐呂間町商工会女性部部長 (2019.3 退任)
	阿部 修	森永乳業(株)佐呂間工場事務課長
	村中 浩二	遠軽信用金庫佐呂間支店支店長 (2019.3 退任)
	栗木 保和	遠軽信用金庫佐呂間支店支店長
	宇野 利喜生	佐呂間町観光物産協会理事
	中田 慎司	佐呂間町商工会青年部部長
産業振興部会	◎荻原 弘純	一般公募
	○黒河 富茂	佐呂間町森林組合専務理事
	高橋 俊道	佐呂間町商工会会長
	池田 智美	佐呂間町農業協同組合総務部部長
	鈴木 智高	佐呂間漁業協同組合総務課指導課長
	船木 智史	佐呂間漁業協同組合青年部部長
	今部 広達	佐呂間町農業協同組合青年部部長
	◎五十嵐 智	民生児童委員協議会会長
社会福祉部会	○井上 孝一	老人クラブ連合会会長
	天内 和子	ボランティア連絡協議会副会長
	渡部 修一	佐呂間町社会福祉協議会会長
	尾崎 仁美	一般公募
	室井 まゆみ	佐呂間漁業協同組合女性部部長
	堀口 真由美	一般公募
	◎室井 久志	スポーツ推進委員委員長
	○西岡 俊和	一般公募
教育文化部会	金子 裕司	文化連盟事務局長
	尾崎 実	体育協会会長
	田宮 京子	佐呂間町農業協同組合女性部部長
	渡部 洋	佐呂間町PTA連合会 副会長
	村岡 大輔	社会教育委員

※備考は委員委嘱時現在

※任期：2018年10月16日～2020年12月31日

※基本構想・調整部会は、会長、副会長、各部会長、副部会長で構成



# 佐呂間町民憲章

わたくしたちは、森と湖の厳しい大自然の中で開拓した先人のたくましい精神を受けつぐ佐呂間町民であることを誇りとしています。

わたくしたちは、自然の恵みに感謝しながら生きがいのある生活を確立し、希望と自信をもって、ひとりひとりの幸せと未来に伸びゆく、豊かで明るいまちをつくるため、この憲章を定めます。

わたくしたち佐呂間町民は、英知と友愛と勇気をもって、

- 一、自然の恵みを生かし、美しく住みよいまちをつくります。
- 一、進んでいきまわりを守り、明るく平和なまちをつくります。
- 一、たがいに助け合い、あたたかく幸せなまちをつくります。
- 一、仕事に誇りを持ち、楽しく豊かなまちをつくります。
- 一、若い力をそだて、伸びゆく文化のまちをつくります。

(昭和五十年十二月制定)

## ◆町章◆



佐呂間町のカナ文字を“サ”が“ロ”と“マ”を囲むように図案化したものです。横棒が、全町を固く結んだ町民の心、一致団結、共存共栄、円満な理想郷を表現しています。(昭和28年4月制定)

## ◆町花・町木・町技◆ (昭和59年制定)



エソムラサキツツジ

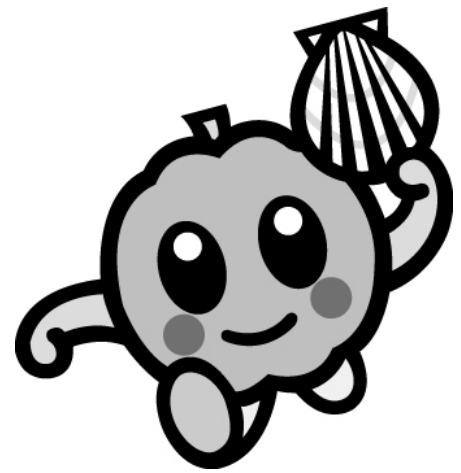


オオバボダイジュ



ソフトボール

## ◆町イメージキャラクター◆



ももちゃん



## 第5期佐呂間町総合計画

令和3年3月発行

発行 北海道佐呂間町  
〒093-0592  
北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1  
TEL(01587)2-1211  
FAX(01587)2-3368  
<http://www.town.saroma.hokkaido.jp/>

編集 佐呂間町企画財政課計画係  
TEL(01587)2-1214  
[mail:kikaku@town.saroma.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.saroma.hokkaido.jp)

